

第3期

えにわっこ☆すこやかプラン（案）



令和7年2月

恵庭市

市長挨拶文 掲載予定

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画の策定体制と策定の経緯.....	5
第2章 恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況.....	9
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況	10
2 教育・保育施設の利用状況	14
3 こども・若者を取り巻く状況.....	17
4 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況.....	20
5 こども・若者の意見聴取.....	27
6 第2期えにわっこ☆すこやかプランの進捗状況	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念	34
2 一体的に策定した計画の概要	35
3 基本目標.....	36
4 施策の体系(目標別)	37
5 施策の体系(ライフステージ別)	39
第4章 こども・子育て施策の展開	43
1 基本目標1	44
2 基本目標2.....	53
3 基本目標3.....	74
4 基本目標4.....	80
5 基本目標5.....	90
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	99
1 将来人口の見通し	100
2 提供区域の設定	102
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	104
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	108
第6章 計画の推進体制.....	121

1 計画の推進体制.....	122
資 料	123
● 委員名簿	124

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

平成24(2012)年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことから、恵庭市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「第1期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定しました。その後、第1期計画で取り組んだ様々な子育て支援事業を継承しながら、子育て支援のより一層の推進を目的として、令和2(2020)年に「第2期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定しました。

いずれも、「かかわり・つながり・ひろがりを大切にする 子育てのまち えにわ」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況を踏まえ、国においては、令和5(2023)年4月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が新たに創設されています。同年12月には、こども基本法に基づき、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこども・若者に関する大綱を一つに束ね、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものであり、その実現に向けて、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景の中、恵庭市では、第2期計画期間が令和6年度で終了することから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする「第3期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定します。策定にあたっては、これまでの子育て支援に係る取組内容を十分に反映させるとともに、「こども大綱」及び北海道が策定する「北海道こども計画」を勘案し、こども・若者施策についても総合的に推進するため、「市町村子ども・若者計画」や「市町村こどもの貧困対策計画」、恵庭市独自の「子どもの居場所づくりプラン」、「保育計画」を一体とした「市町村こども計画」として策定します。

2 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び都道府県こども計画を踏まえ、恵庭市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定します。

なお、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「その他必要な計画」を一体的に網羅する計画として策定します。

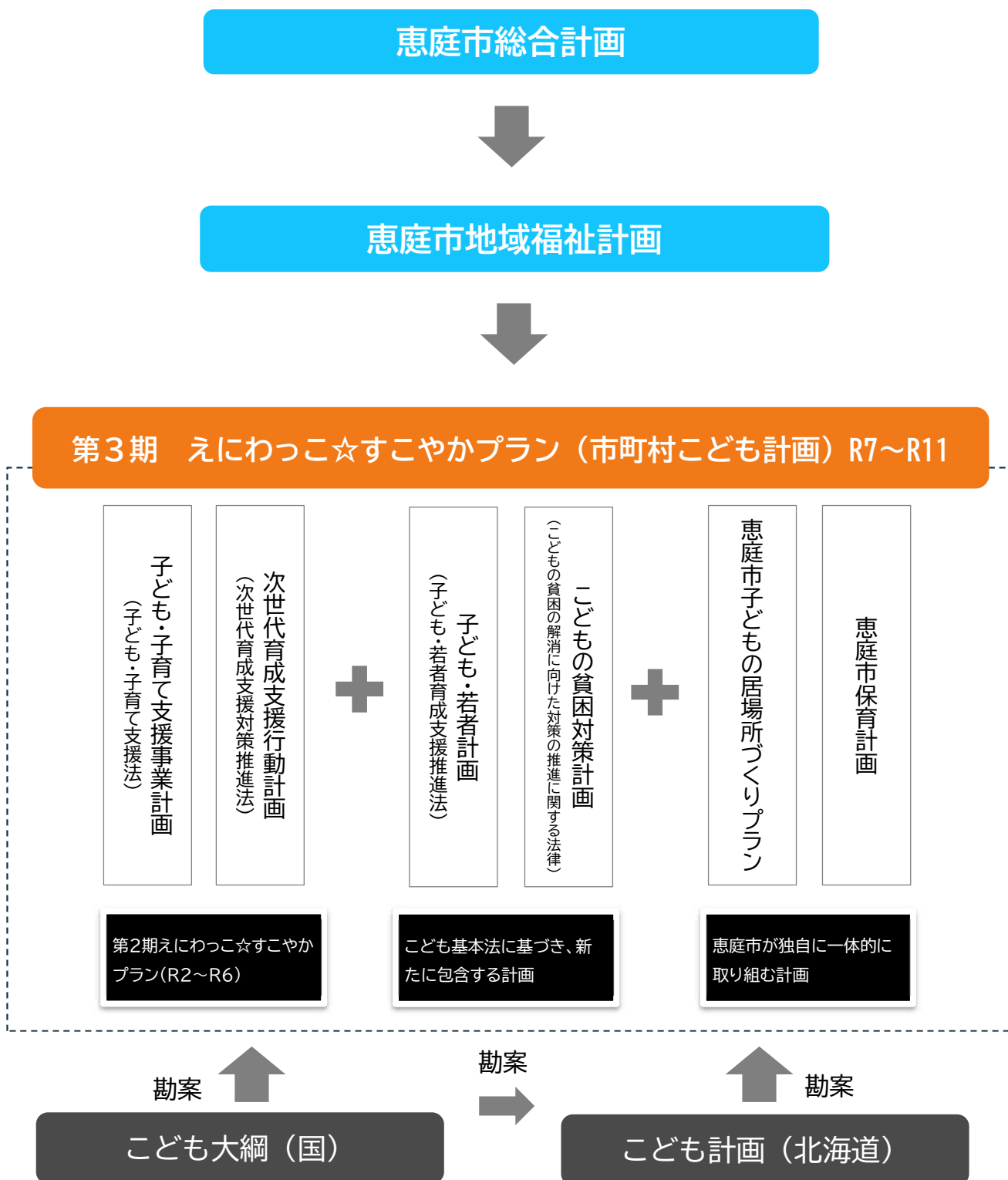
◆◆◆ 今回一体的に策定する計画(一覧) ◆◆◆

根 拠 法	計 画	内 容
こども基本法	市町村こども計画	「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」を定める。 ※策定は努力義務
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。 ※策定は義務
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、5年を1期とする「市町村行動計画」を定める。 ※策定は任意、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定が可能
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画 ※策定は努力義務
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	市町村こどもの貧困対策計画	こどもの貧困対策として取り組むべき事項を整理し定める。 ※策定は努力義務

(2) 恵庭市計画体系における位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「恵庭市総合計画」や、その他の関連計画とも整合を図りながら策定します。また、国のこども大綱や北海道が策定する「北海道こども計画」を勘案した計画とします。

◆◆◆ 計画の位置づけ図 ◆◆◆



3 計画の期間

本計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第2期えにわっこ☆すこやかプラン									
					第3期えにわっこ☆すこやかプラン (市町村子ども計画)				

4 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、概ね18歳までの子どもとその家庭を対象としますが、子ども基本法の定義を踏まえ、年齢に関わらず、心身の発達の過程にある者とし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせて柔軟に対応します。

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市の設置する「恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会」を「子ども・子育て会議」として位置づけ、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

② アンケート調査の実施

本計画の策定のために必要となる子ども・子育てに関する現状やこどもの生活実態、子ども・若者が抱える不安や悩み、将来に関する考えや支援ニーズ等を把握するため、各種アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
就学前の子ども用アンケート	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	1,718 件	0～5 歳児の保護者
小学生用アンケート		1,011 件	小学1～6年生の児童の保護者

(2) 子どもの生活実態調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
小学2年生保護者アンケート	学校配付・学校回収 高校2年生(17歳) 郵送配布・郵送回収	547 件	同左
小学5年生アンケート		630 件	
小学5年生保護者アンケート		630 件	
中学2年生アンケート		628 件	
中学2年生保護者アンケート		628 件	
高校2年生(17歳)アンケート		694 件	
高校2年生(17歳)保護者アンケート		694 件	

(3) 子ども・若者の意識や生活等に関する調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
子ども・若者(15～38歳)アンケート	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	1,512 件	恵庭市在住の15歳～38歳の子ども・若者

■アンケート調査期間

(1)子ども・子育てに関するアンケート調査	令和6(2024)年7月5日～7月22日
(2)子どもの生活実態調査	令和6(2024)年7月5日～7月26日
(3)子ども・若者の意識や生活等に関する調査	令和6(2024)年8月7日～8月27日

■アンケートの回収状況

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子ども用アンケート	1,718 件	760 件 (うち Web 回答 390 件)	44.2%
小学生用アンケート	1,011 件	491 件 (うち Web 回答 251 件)	48.6%

(2) 子どもの生活実態調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
小学2年生保護者アンケート	547 件	400 件	73.1%
小学5年生アンケート	630 件	409 件	64.9%
小学5年生保護者アンケート	630 件	411 件	65.2%
中学2年生アンケート	628 件	416 件	66.2%
中学2年生保護者アンケート	628 件	418 件	66.6%
高校2年生(17歳)アンケート	694 件	154 件	22.2%
高校2年生(17歳)保護者アンケート	694 件	190 件	27.4%

(3) 子ども・若者の意識や生活等に関する調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
子ども・若者(15～38歳)アンケート	1,512 件	306件 (うち Web 回答 192 件)	20.2%

③ こども・若者の意見聴取

こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講じることとされています。恵庭市においては、以下のとおり、意見聴取を行いました。

- 北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 3年生(ワークショップ)
- 恵庭市立恵み野中学校 3年生(アンケート調査)

④ パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和7(2025)年2月1日より令和7年3月2日まで30日間実施しました。

(2)計画策定の経緯

時 期	概 要
令和 6(2024)年 7月	7/17 第1回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会 ・次期えにわっこ☆すこやかプランについて
令和 6(2024)年 7月	7/5～7/22 就学前子どもと小学生子どもの保護者を対象とした 子ども・子育てに関するアンケート調査を実施 7/5～7/26 子どもと保護者を対象とした子どもの生活実態調査を実施
令和 6(2024)年 8月	8/7～8/27 15～38 歳を対象とした子ども・若者の意識や生活等に関する調査を実施
令和 6(2024)年 10月	10/22～10/30 こども・若者の意見聴取を実施(恵み野中学生) 10/23 こども・若者の意見聴取を実施(北海道文教大学生)
令和 6(2024)年 11月	11/27 第2回恵庭市社会福祉審議会福祉専門部会
令和 7(2025)年 1月	1/21 第3回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会で審議
令和 7(2025)年 2月	2/1～3/2 パブリックコメントを実施 全園会議にてヒアリングを実施
令和 7(2025)年 3月	〇/〇 第4回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会で審議(報告) 〇/〇 第2回恵庭市社会福祉審議会での審議

第2章

恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況

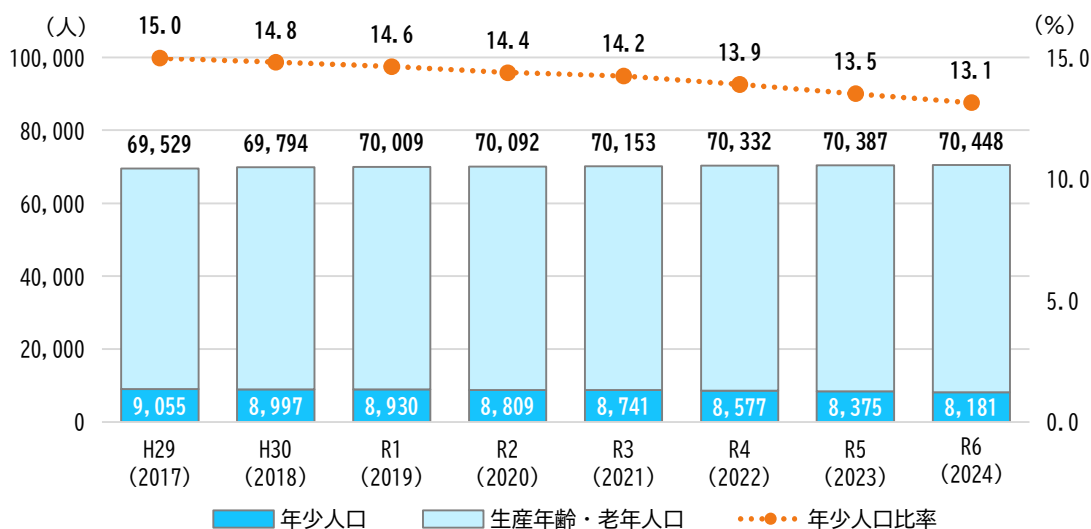
第2章 恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみたこどもを取り巻く状況

(1) 総人口と年少人口の推移

現在、少子高齢化の進行により、全国的に人口減少が続いていますが、恵庭市の総人口は増加傾向にあります。平成29(2017)年に69,529人だった人口は、令和6(2024)年では70,448人となっています。

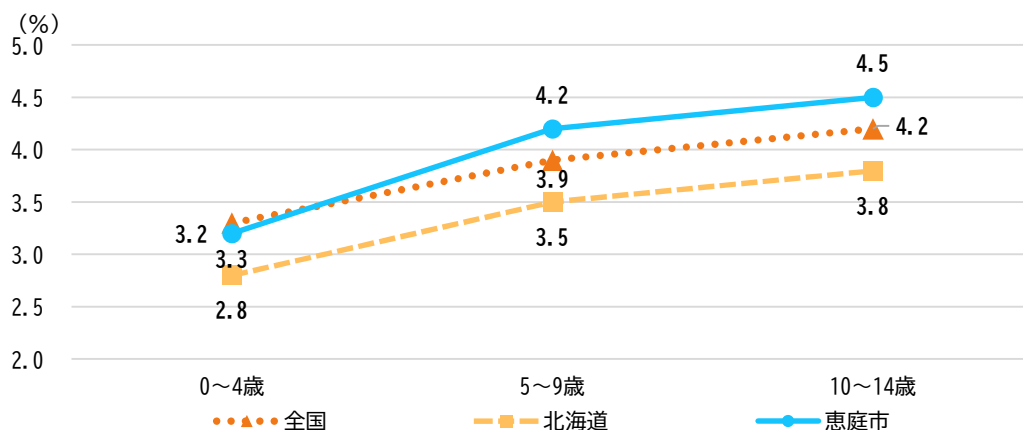
しかし、平成29(2017)年に9,055人だった年少人口(15歳未満)は、令和6(2024)年には8,181人へと減少し、恵庭市においても少子化が進んでいます。



(住民基本台帳:各年10月1日)

(2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口(15歳未満)比率を5歳区分別で見ると、全国や北海道と比べて恵庭市は5～9歳、10～14歳で比率が高くなっています。

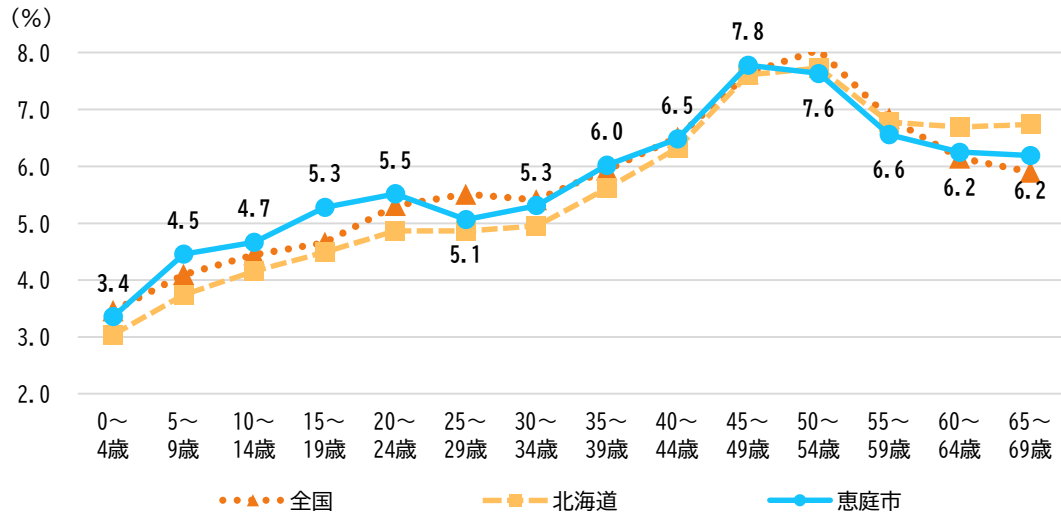


(住民基本台帳:令和5年10月1日)

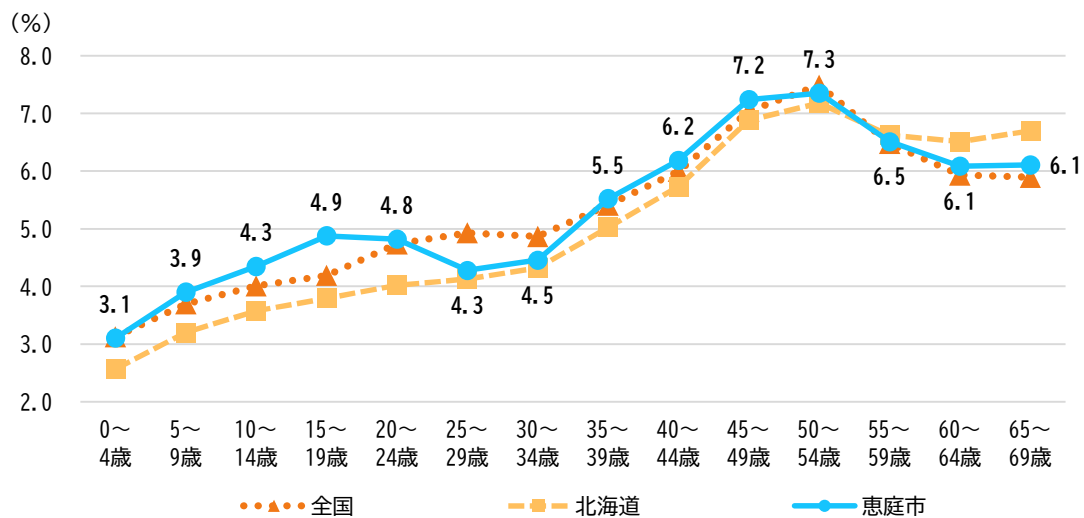
(3)性別・5歳区分別にみた人口比率

前記の年少人口世代の(15歳未満)を含め、性別・5歳区分別に各年代の人口比率をみると、5～24歳までの若い人口比率が男女ともに全国水準・北海道水準を上回っています。特に15～19歳の比率については、男女共に全国水準・北海道水準を大きく上回っています。

【男性】



【女性】

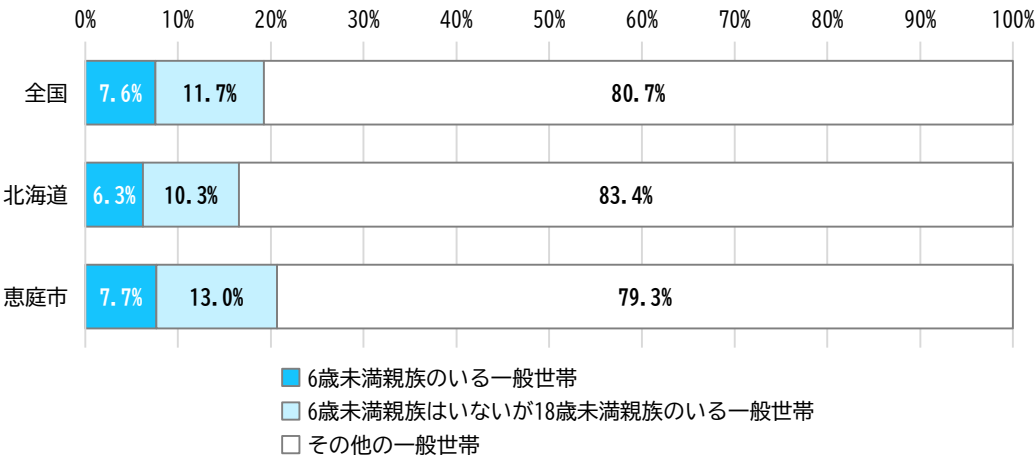


(住民基本台帳:令和5年10月1日)

(4)世帯の状況

恵庭市の一般世帯は、30,172世帯で、このうち、6歳未満親族のいる一般世帯が2,309世帯（7.7%）、また、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる世帯が、3,925世帯（13.0%）となっています。

全国や北海道の水準と比べると、6歳未満親族のいる一般世帯、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯のいずれも恵庭市では多くなっています。



単位：人、%

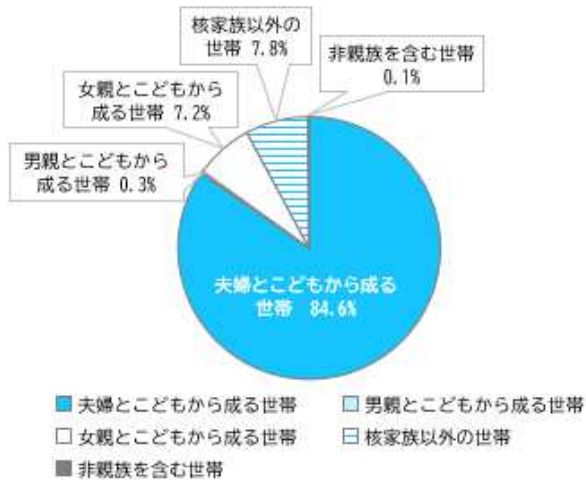
	恵庭市	北海道	全国
6歳未満親族のいる一般世帯	2,309	154,330	4,224,286
	7.7%	6.3%	7.6%
6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる世帯	3,925	254,408	6,509,439
	13.0%	10.3%	11.7%
その他の一般世帯	23,938	2,060,325	44,971,224
	79.3%	83.4%	80.7%
計	30,172	2,469,063	55,704,949

(国勢調査：令和2年)

(5) 6歳未満親族のいる世帯の状況

6歳未満親族のいる一般世帯の状況をみると、夫婦と子どもから成る世帯が1,954世帯(84.6%)を占めています。

また、ひとり親(男親または女親)と子どもから成る世帯が173世帯(7.5%)、核家族以外の世帯が179世帯(7.8%)となっています。



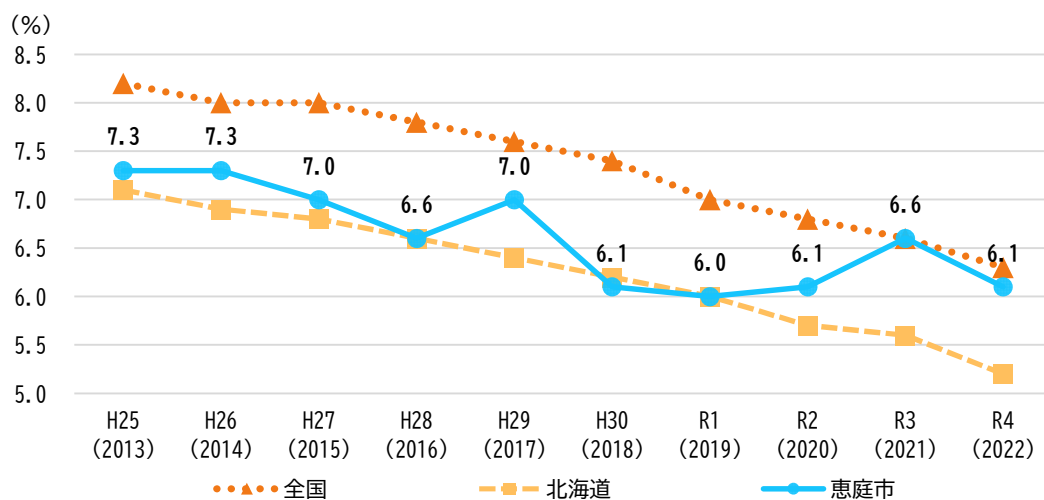
		単位：世帯、%	
		恵庭市	
6歳未満親族のいる一般世帯		2,309	100.0%
核家族	夫婦と子どもから成る世帯	1,954	84.6%
	男親と子どもから成る世帯	7	0.3%
	女親と子どもから成る世帯	166	7.2%
核家族以外の世帯		179	7.8%
非親族を含む世帯		3	0.1%

(国勢調査：令和2年)

(6) 出生率

恵庭市の出生率(人口千人あたりの出生数)をみると、平成25(2013)年と平成26(2014)年が7.3とピークとなっていましたが、その後は減少を続けて、令和元(2019)年には6.0まで下がり、令和4(2022)年には6.1となっています。

出生率は全国水準より低い傾向で推移していましたが、令和3(2021)年は同率の6.6となっています。令和4(2022)年は全国水準より低くなっていますが、北海道水準より高くなっています。



(北海道保健統計年報)

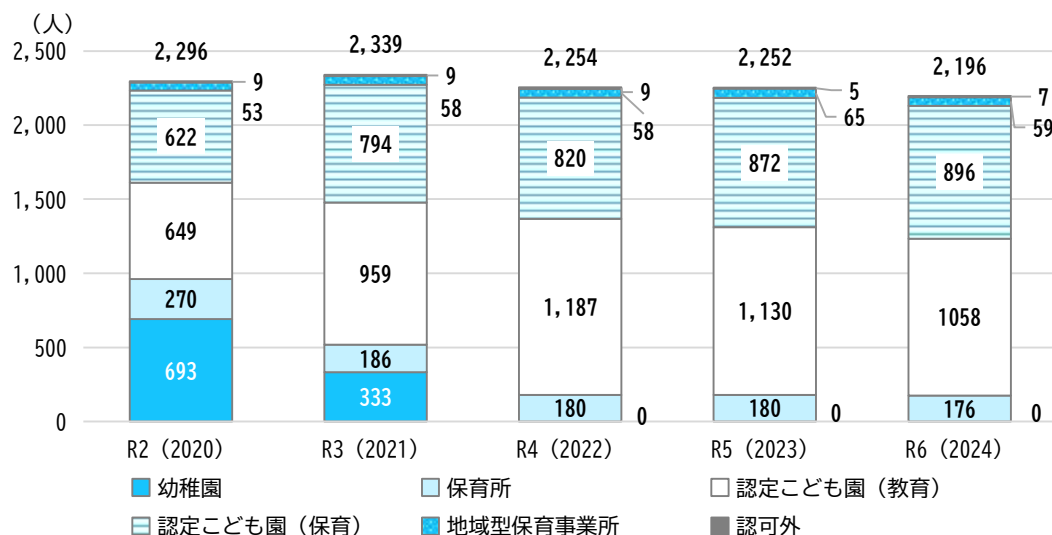
2 教育・保育施設の利用状況

(1) 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況

① 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(施設種別)

市内の教育・保育施設の利用状況については、令和3(2021)年から認定こども園(教育)が最も多く、次いで、認定こども園(保育)が多くなっています。

また、利用者数は令和2(2020)年の2,296人から令和6(2024)年は2,196人と100人減少しています。

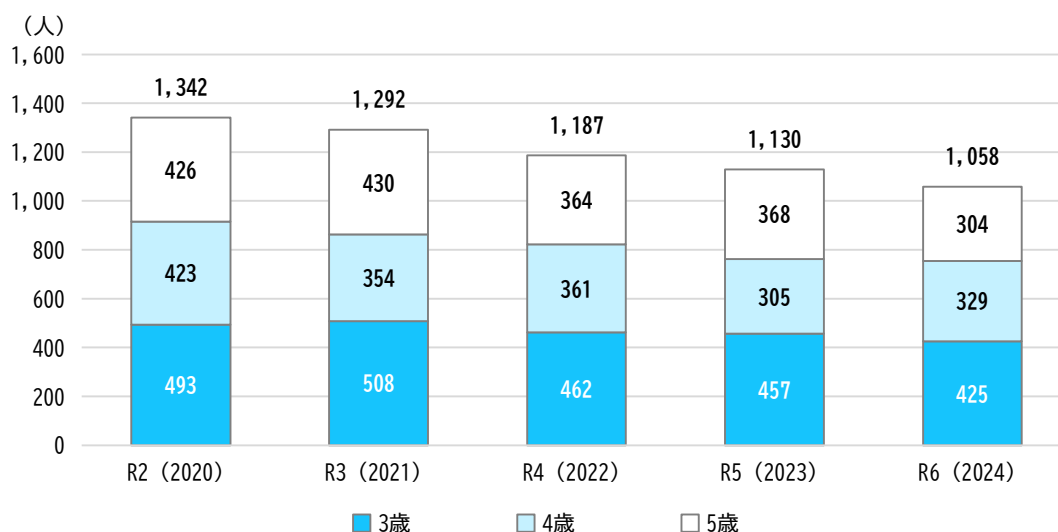


(恵庭市こども未来部:各年12月1日)

② 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(教育認定1号)

就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(教育認定1号)については、令和2(2020)年から令和6(2024)年まで3歳が最も多くなっています。

また、利用者数は令和2(2020)年の1,342人から令和6(2024)年は1,058人と284人減少しています。

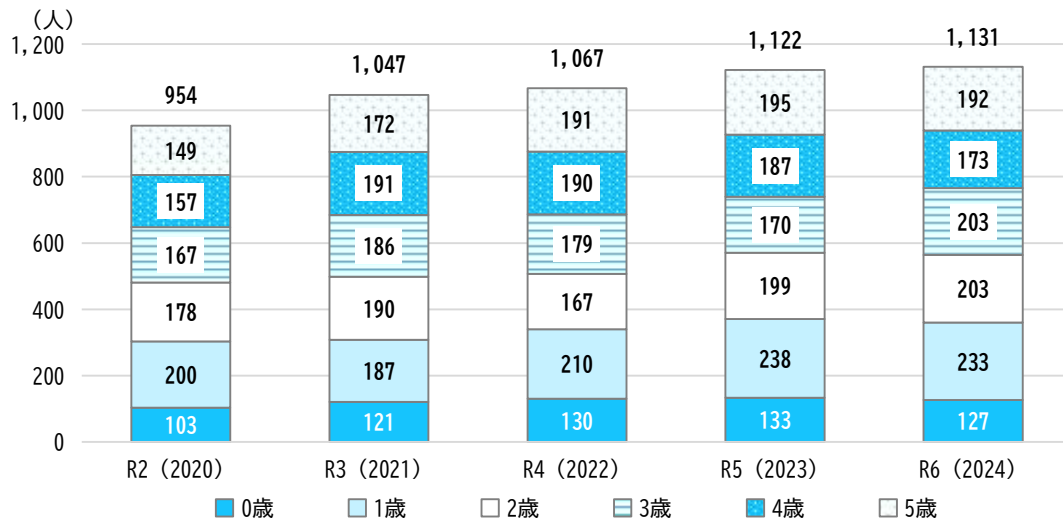


(恵庭市こども未来部:各年12月1日)

③ 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(保育認定2号・3号)

就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(保育認定2号・3号)については、令和4(2022)年から令和6(2024)年までは1歳が最も多くなっています。

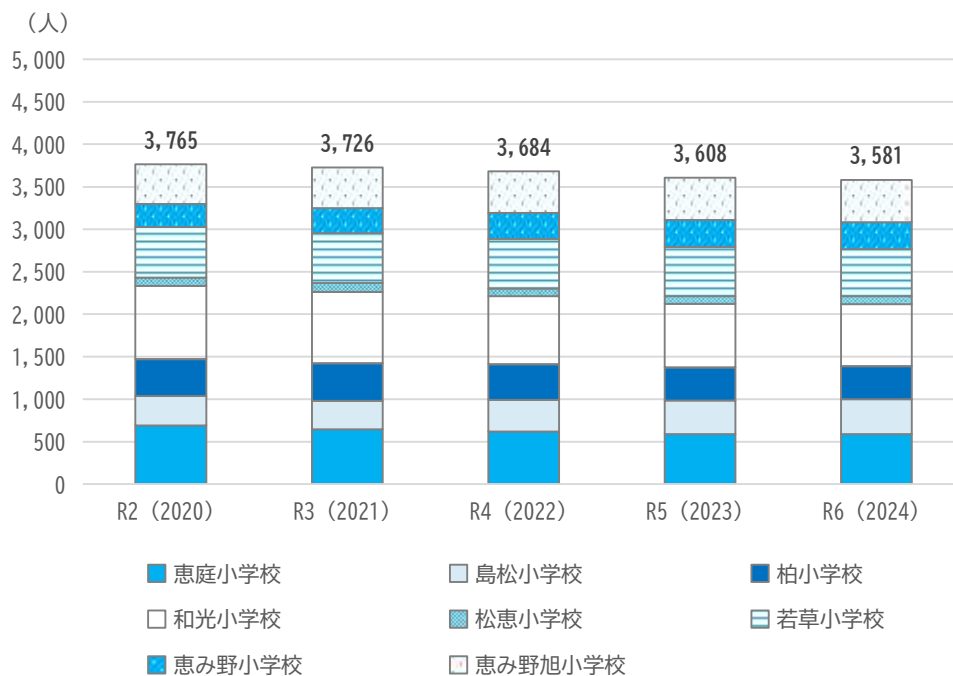
また、利用者数は令和2(2020)年の954人から令和6(2024)年は1,131人と177人増加しています。



(恵庭市こども未来部:各年12月1日)

(2) 小学校の状況

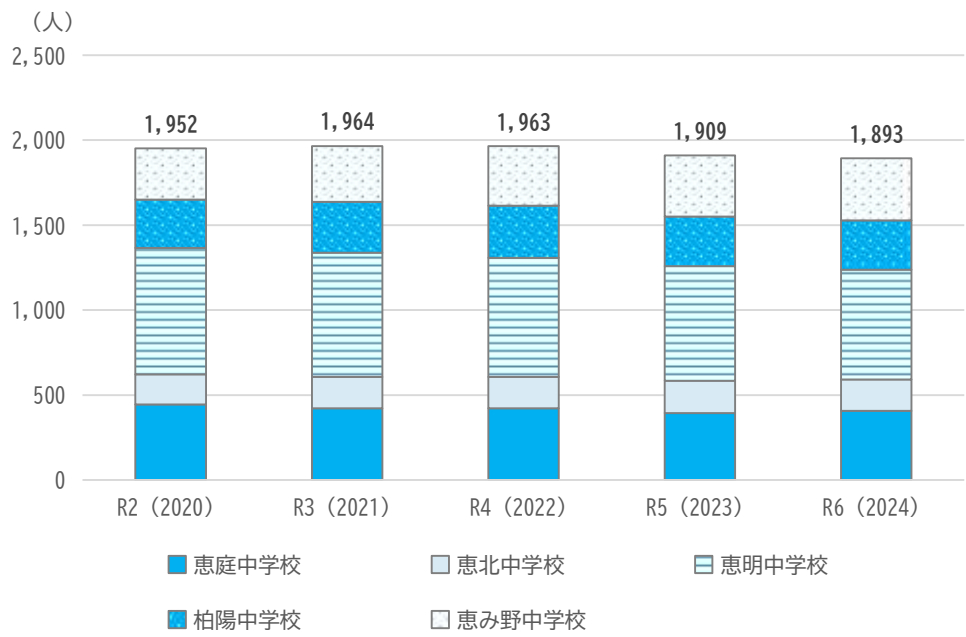
市内には小学校が8校あり、令和6(2024)年度の全児童数は3,581人となっています。



(恵庭市教育委員会:各年5月1日)

(3)中学校の状況

市内には中学校が5校あり、令和6(2024)年度の全生徒数は1,893人となっています。

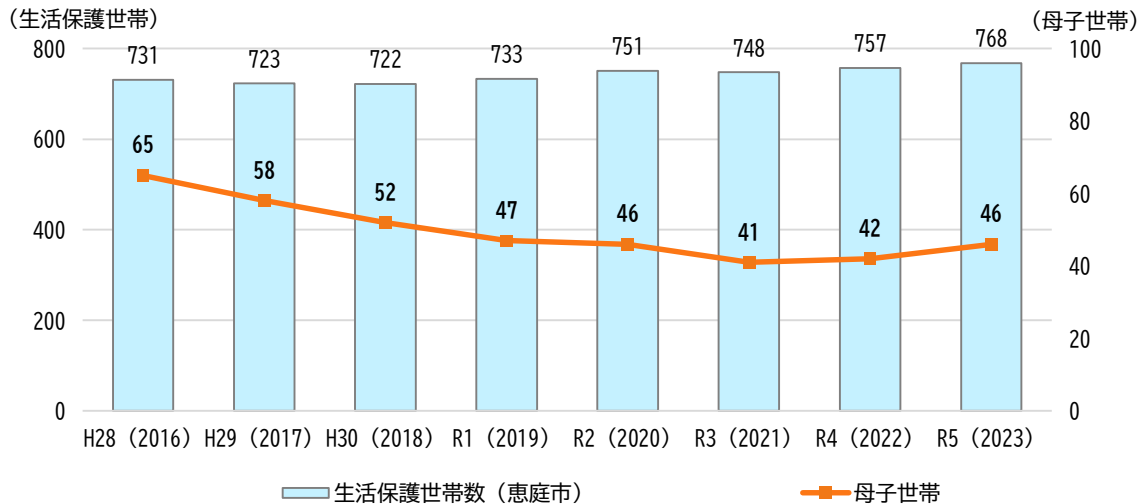


(恵庭市教育委員会:各年5月1日)

3 こども・若者を取り巻く状況

(1)生活保護世帯数・保護率

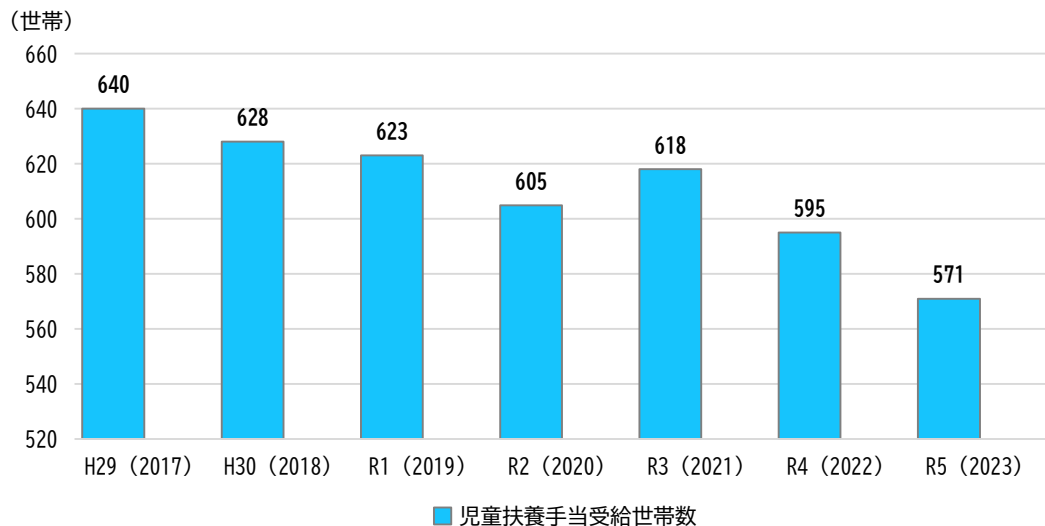
恵庭市の生活保護率は、令和5(2023)年は768世帯となっており、平成29(2017)年から多くなっています。そのうち母子世帯は、令和5(2023)年は46世帯と平成29(2017)年から少なくなっています。



(【全国・北海道】社会保障生計調査【恵庭市】被保護者調査月別概要第1表)

(2)児童扶養手当受給世帯数

恵庭市の児童扶養手当受給世帯数は、令和5(2023)年は571世帯となっており、平成29(2017)年から減少しています。

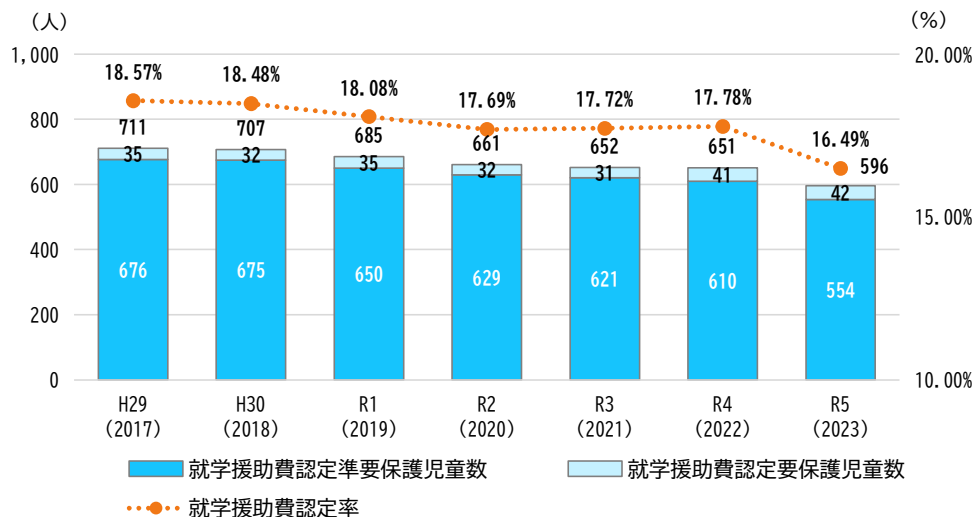


(福祉行政報告例:各年3月末)

(3) 就学援助受給者数

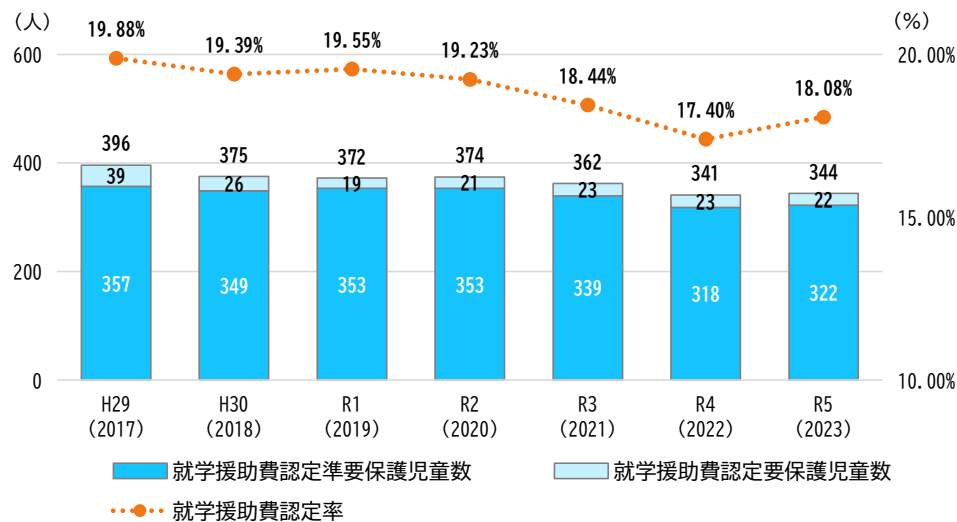
市内小学校及び中学校の就学援助受給者数は、年々減少しており令和5(2023)年には、小学校が596人、中学校が344人となっています。

【小学校】



（恵庭市教育委員会：各年3月31日）

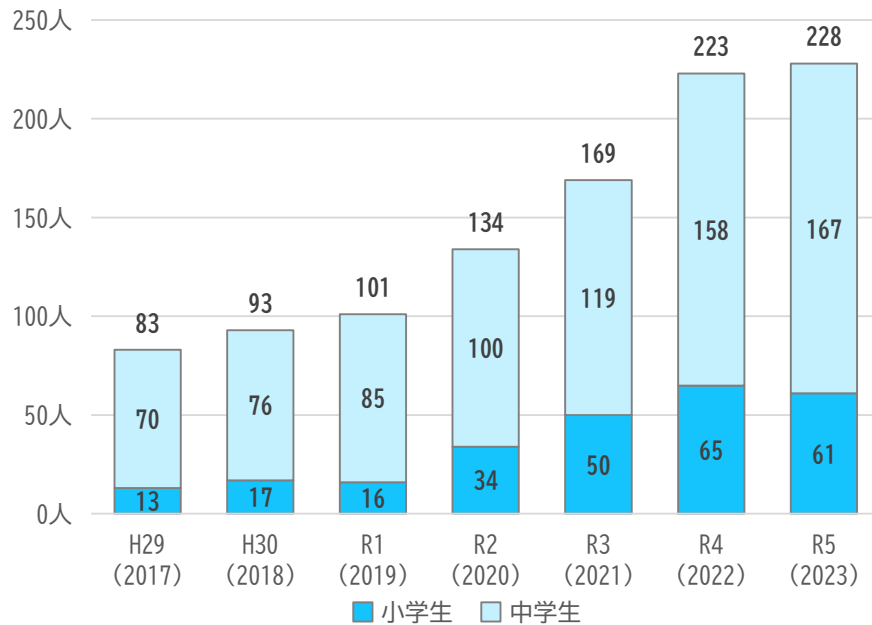
【中学校】



（恵庭市教育委員会：各年3月31日）

(4)不登校児童・生徒数

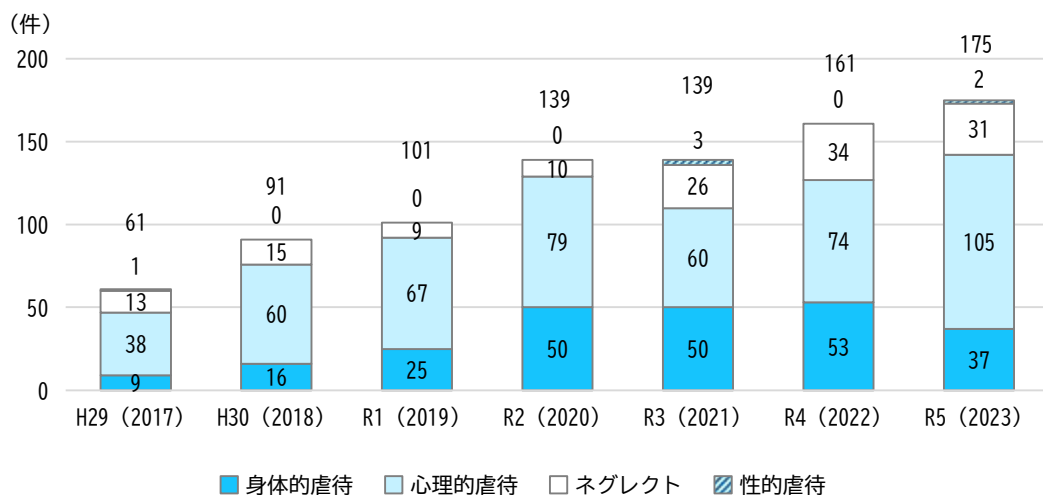
恵庭市における不登校児童・生徒数は、平成29(2017)年の83人から、令和5(2023)年には228人と大幅に増えています。



(恵庭市教育委員会:各年3月31日)

(5)児童虐待相談種類別件数

児童虐待相談件数は、令和5(2023)年は、175件で年々増加しています。種類別では、心理的虐待が最も多く、平成29(2017)年の38件から令和5(2023)年には105件と多くなっています。



(福祉行政報告例:各年度3月末)

4 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

① 幼児教育・保育ニーズについて

現状・課題

- 共働き家庭の増加と、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることにより、保育ニーズが増加している。
- 退職によるキャリアの中断をせずに就労を継続している母親が増加している。また、働き方の多様化や育児休暇を取得しやすい環境へ変化していることがうかがえる。
- 希望する時期に希望する保育施設に入ることが困難な状況が多い。
- 教育・保育事業の土曜日の利用希望は6割弱。また、教育認定1号利用者のうち、長期休暇中の利用希望は6割以上となっている。
- 冠婚葬祭やリフレッシュしたいときに利用できる一時的保育事業利用者のうち、9割以上が今後も利用したいと回答しており、ニーズが増加傾向となっている。
- こどもの病気やけがにより保育施設を利用できない場合、7割以上の母親が仕事を休んでおり、病児・病後児のための保育施設に対する利用意向が増加している。また、仕事を休む父親も増加しており、父親の育児参加の意識が高まっていることがうかがえる。

② 学童クラブなどの子どもの居場所のニーズについて

現状・課題

- 小学校低学年時や長期休暇中の学童クラブの利用ニーズが高まっているとともに、利用条件の緩和、負担金の軽減、定員の拡大などの意見がある。
- 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの認知度が上がってきている一方、屋内あそび場など、こどもの居場所の充実や拡大を求める意見がある。

③ 市の取組や子育て支援事業の認知状況と利用ニーズについて

現状・課題

- 就学前における子育て支援事業について認知されている事業が多く、利用が多い事業は「赤ちゃん家庭訪問(乳児家庭全戸訪問)」「子育て支援センター事業」「子育てガイドブック『えにわっこ』」。
- 「子育て支援短期利用事業」「産後ケア事業」「5歳児相談」の利用者は少ないが、今後の利用ニーズはある。
- 市の情報発信ツール(「市のホームページ」や「市公式SNS(LINE・Instagram・X・Facebook・YouTube)」など)について、十分に利用されていないことがうかがえる一方、今後の情報の入手先として「市公式SNS(LINE・Instagram・X・Facebook・YouTube)」が求められている。
- 子育て支援センター事業の利用者は6割以上で、こどもの年齢が低いほど利用ニーズが高い傾向にある。

④子ども・子育て支援全般について

現状・課題

- 医療機関(小児科・産婦人科を含む)の充実を求める意見がある。
- 医療費や教育・保育の負担軽減をはじめとする経済的な支援を求める意見がある。
- こどもの健康や子育てに関する情報の入手先として、保育園・幼稚園・認定こども園が重要な役割を担っている。
- 半数以上の人々が、精神的な負担や仕事と子育ての両立が難しいと感じており、職場・家庭それぞれにおける子育てしやすい環境の整備が求められている。
- 「子育てしやすいまちだと思う」と感じる割合が減少傾向にあり、こどもや子育てに関する行政の支援を必要としている人が増加している。
- 公園の整備や屋内施設の増設、特に安全面からも遊具の更新を求める意見が多い。

(2)子どもの生活実態調査

①健康状態

現状・課題

【保護者】

- 低収入世帯では、健康に何らかの問題があり、それを理由に仕事や家事ができない世帯が比較的多い。
- 最近1か月に「神経過敏」「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れない」と感じた人は約4割となっている。

【こども】

- 低収入世帯で、健康と回答した割合が比較的低い。
- 最近1週間に、“元気いっぱいだ”と感じたこどもが8割台半ばとなっているが、一方「泣きたいような気がする」「とても悲しい気がする」と感じたこどもは約4割となっている。

②子どもの教育

現状・課題

【保護者】

- 低収入世帯で、「高等教育の修学支援新制度」の認知が比較的低い。
- 低収入世帯で、「四年制大学またはそれ以上」を希望する世帯は比較的低い。
- 世帯収入の高い階層ほど貯金や学資保険などで準備を始めている割合が高く、低収入世帯では、教育を受けさせるお金の準備の目途が世帯が比較的多い。

【こども】

- 高収入世帯で、習い事や学習塾、家庭教師の利用が比較的高い。
- 高収入世帯で、クラスにおける成績が比較的良好。
- 低収入世帯で、アルバイトをしているこどもが比較的多い。
- 低収入世帯で、「四年制大学またはそれ以上」を希望するこどもは比較的低い。

③生活状況

現状・課題

【保護者】

- 学童クラブは、母子世帯、父子世帯で比較的高い利用傾向となっている。
- こどもに関する市の情報を得るための手段は、「学校などからのお便り」「家族や友人からの情報」「インターネット検索」が上位となっている。
- 保護者に不慮の事故などがあつたとき、1割強の人が代わりにこどもの面倒をみってくれる人がいない。

【こども】

- 朝食を毎日食べるこどもは、7割台半ば。学年が上がるにつれ、低くなる傾向となっている。
- 朝食を食べない理由は、「食欲がわからない」「時間がない」「朝食を食べるよりは寝ていたい」が上位となっている。
- 平日の放課後に家族(親、祖父母、親戚など)と過ごすことが多いこどもは7割強、一方一人でいることが多いこどもは4割強で、学年が上がるにつれ、高くなる傾向となっている。
- 「休日にいることができる場所」「(家以外で)平日の学校や仕事等が終わってから夜までいることができる場所」を希望するこどもは約5割となっている。
- スマートフォン・携帯電話・タブレットの使用時間は、学年が上がるにつれ、長くなる傾向。小学5年生でまったく使用しないこどもは1割台半ば、一方17歳では4時間以上が2割台半ばとなっている。
- 中学2年生で自己肯定感が比較的低い傾向となっている。
- 低収入世帯で、お金がないことを理由にこどもを塾に通わせることができない割合が高い。

④保護者の就労状況

現状・課題

【保護者】

- 母親の就労状況は、パート・アルバイトが5割弱、正規の職員・従業員が25.0%、就労していない母親は15.5%となっている。
- 両親世帯では、早朝、夜勤等の勤務がない世帯が5割台半ば。母子世帯は土曜出勤、日曜・祝日出勤が比較的多い。
- 父親の日曜・祝日出勤は5割強となっている。
- 母子世帯では、世帯年収が200～300万円未満が最も多い。

⑤経済状況

現状・課題

【保護者】

- ローンや借金の返済がない世帯は2割弱。ローンの目的は、住宅、自動車が上位となっている。
- 普段の家計が黒字の世帯の割合は、低学年ほど高くなる。母子世帯、父子世帯では「ぎりぎり」と回答する世帯が比較的多い。
- 「家族が必要とする食料が買えなかった」「家族が必要とする衣服を買えなかった」経験は1割に満たないが、低収入世帯で比較的多い。
- 経済的な理由で電話料金、公的年金などの支払いができなかった経験は1割に満たないが、低収入世帯で比較的多い。
- 今後の生活に不安を感じている人は、母子世帯、父子世帯で比較的多い。
- 低収入世帯で、お金がないことを理由に自分やこどもが医療機関に受診しなかった割合が比較的高い。

【こども】

- 家の暮らし向きを苦しいと感じているこどもは、母子世帯、父子世帯共に比較的多い。

⑥相談の状況

現状・課題

【保護者】

- 保護者自身の悩みごとの相談相手は、「同居の家族」「同居していない家族・親戚」「それ以外の友人・知人」が上位となっている。
- こどもの悩みごとの相談相手は、「同居の家族」「同居していない家族・親戚」「それ以外の友人・知人」が上位。母子世帯では「同居していない家族・親戚」が最も多く、父子世帯では「相談する人はいない」が2割となっている。
- 相談機関や相談員に子育てや生活のことの相談先は、「保健師」「子育て支援センター」「市役所の窓口」が上位。母子世帯では、「市役所の窓口」が4割弱と比較的高い。

【こども】

- こどもの相談相手は、「親」「学校の友達」「学校の先生」が上位。父子世帯では、「親」は比較的低い傾向となっている。

(3)子ども・若者の意識や生活等に関する調査

①日ごろの生活や自分自身に対する考え等について

現状・課題

- 恋愛・結婚に関して、年齢が上がるにつれ満足度が高くなる傾向。一方、未婚者の恋愛・結婚に対する満足度は既婚者に比べ低い。
- 15～19歳は、現在の生活に満足しているものの、孤独感、孤立感が強い。
- 社会人になって間もない25～29歳は、趣味・余暇や人間関係に対する満足感が高いが、経済的な満足感が低く、将来に対する希望を持っていない。
- 15～19歳は、一人で自由に過ごせる場所や友人や仲間と過ごせる場所を求める意見が多い。

②悩みごとや相談先について

現状・課題

- 社会人になって間もない25～29歳は「仕事」、未婚者は「自分の将来」が悩みの種との回答が多くなっている。
- 悩みごとの相談先は、「家族」、「友人」「職場の上司・同僚」が上位となっている。
- 相談したくない理由は、「相談しても解決できないと思うから」「相手にうまく伝えられないから」「自分ひとりで解決するべきだと思うから」が上位となっている。
- 相談したいと思う相談窓口は、「親身になって聴いてくれる」「秘密が守られる」「匿名で相談できる」が上位となっている。
- 相談したいと思う方法は、「対面」「SNS」「メール」が上位となっている。

③自立や就労について

現状・課題

- 現在の就労状況は、「正規の社員・職員・従業員」「学生・生徒」「パート・アルバイト」が上位となっている。
- 就労していない理由は、「自分が希望する仕事がない」「基礎的なスキルがなく自信がない」が上位となっている。
- 就労に関して利用してみたい支援は、「求人情報の紹介」「個人の状態やペースに寄り添った伴走型の相談支援」「資格や専門的知識の講座」が上位となっている。

④結婚や子育て、少子化対策について

現状・課題

- 30歳以上の未婚者で結婚したいと考えている人は約5割となっている。
- 結婚という形にこだわらないと考えている人も約7割を占める一方で、旧来型の結婚生活のイメージにある「結婚→子育ての負担増」「結婚→親族との付き合いの負担増」というイメージが払拭されていない傾向が、特に女性にみられる。
- 子育てに対する意欲は、25～29歳で子育てをすでに育てているもしくはしたいと回答した人が8割弱を占めているが、一方「子育てしたいと思わない」「わからない」と回答した人が24歳以下、未婚者で約4割を占めており、子育てに対する不安を持っていることが推察できる。

- 子育て支援、少子化対策を進めるうえで行政に期待することは、「子育て家庭への支援」「妊娠・出産への支援」「保育環境の整備」が上位となっている。

⑤恵庭市に住み続けることについて

現状・課題

- 恵庭市での定住意向がある人は7割台半ばで、30歳以上では8割強となっている。一方、恵庭市での定住意向がない人は2割台半ばで、15～19歳では3割台半ばと高い傾向となっている。
- 今後も恵庭市に住み続けるために必要だと思うことは、「子育ての環境が整っていること」「商業施設が充実していること」「家賃等の住宅にかかる費用が手頃であること」が上位となっている。若年層ほど「商業施設が充実していること」の要望が強く、25歳以上では「子育ての環境が整っていること」に対する要望が強い傾向となっている。



5 こども・若者の意見聴取

(1)こどもの意見聴取

1 概要

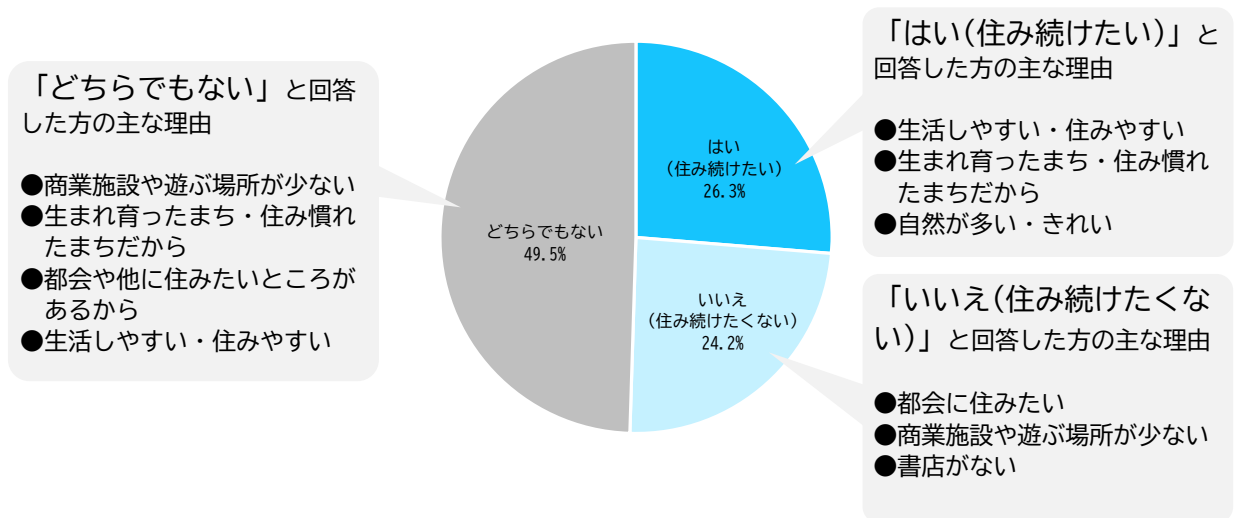
形 式：アンケート方式（WEB）

実 施 日：令和6年10月22日（火）～10月30日（水）

対 象 者：恵み野中学校 3年生

2 結果

■あなたは恵庭市に住み続けたいと思いますか？



■恵庭市は子育てしやすいまち、子育てしたいと思うまちを目指しています。そのためには、どのような手助け、居場所、施設などがあれば良いと思いますか？

主な意見は以下のとおりです。

「手助け」に関する意見	「居場所」に関する意見	「施設」に関する意見
●金銭的な支援 ●子どもを預ける場所 ●子育て環境の整備 ●子育てに必要なものの支給	●自習スペース ●子どもが遊べる施設	●書店・文房具店などの商業施設 ●公園の整備・遊具の更新

(2)若者の意見聴取

1 概要

形 式：ワークショップ形式

開催日時：令和6（2024）年10月23日（水）10：00～11：45

開催場所：黄金ふれあいセンター会議室A・B

対 象 者：北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 3年生 8名

※当日は2つのグループに分かれて、それぞれグループごとに意見を出し合う形で実施

テーマ	内 容
テーマ1 「こどもの頃(小中高)の居場所について振り返ろう！」	・こどもの頃を思い出して、放課後に学校や自宅以外で過ごした場所について、各自付せんに記入し、自由に意見を出し合いました。 ・それを踏まえて当時あると良かった場所やもの等について語り合い、出た意見を模造紙にまとめ、グループごとに発表し共有しました。
テーマ2 「恵庭市にほしいもの」	・こども・若者(大学生)の視点から、「恵庭市にほしいものはなんですか」をテーマに、各自付せんに記入し、自由に意見を出し合いました。 ・居住地(恵庭市外)にはあるけど、恵庭市にはないもの等について語り合い、出た意見を模造紙にまとめ、グループごとに発表し共有しました。



ワークショップの様子



2 結果

〈こどもの頃の居場所について〉

こどもの頃の居場所については、2グループとも小学生の頃に過ごした居場所の数が最も多く、中学生以上になると、部活動など居場所が固定化され、居場所の数が少なくなりました。

小学生の頃の居場所は、公園や習い事という意見が多くあり、中学生では部活動や塾、高校生にあがると、部活動や塾のほか、アルバイトやボランティア活動をしていたという意見もありました。

また、最近の小学生については、公園で遊んでいる児童を見かけないという意見がありました。

〈恵庭市にほしいものについて〉

恵庭市にほしいものについては、遊び場や娯楽施設の充実を望む意見が多く、特に2グループとも大型複合商業施設を欲する意見がありました。

生活環境については、2グループともバスの増便や範囲の拡大など、自分たちの通学に関わることにについての意見が多く出されました。

〈まとめ〉

今回のワークショップを通して、大学生の視点からたくさんのご意見をいただきました。

大学生それぞれが自分自身のライフステージごとの居場所を振り返り、また、大学生として現在求める居場所を話し合っ、恵庭市に求められる居場所について様々な意見を出していただきました。

また、利便性の向上(交通手段の不便さの改善、妊娠から子育てまでに必要なものや場所が揃っている施設の設置など)を求める意見も出していただきました。

(3)総括

今回いただいたご意見や回答内容は、当事者の意見として、第3期えにわっこ☆すこやかプランに反映させるとともに、今後の市の施策を実施する上で参考とさせていただきます。



6 第2期えにわっこ☆すこやかプランの進捗状況

第2期えにわっこ☆すこやかプランでは、「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする子育てのまち えにわを基本理念に掲げ、5つの基本的な視点と6つの基本目標のもと、様々な子ども・子育て支援施策を展開してきました。

令和6(2024)年度に実施した各担当課への聞き取りによる事業評価結果では、事業全体として、概ねほぼ全ての事業が計画どおりに取り組んでいる状況です。

一方、新たな課題も生じてきたことから、第3期プランに向けては、事業の見直しや改善などを行い、評価できる事業については、維持や拡充を図るなど、子育て支援の推進が引き続き重要となります。

基本目標 1 親子の健康の確保及び増進

基本目標1では、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や親が安心して子育てできる体制の充実など、親子の健康の確保及び増進の取組を進めてきました。令和5(2023)年度にはこども家庭センターの機能を有する「えにわっこ応援センター」を開設するなど、相談支援体制の整備を図っています。

一方で、第2期プランで新たに取組んだ産後ケア事業については、事業対象や事業内容を拡充し、取組んできたものの、市内に委託できる助産所がなく、近隣市の施設に委託しているなど、利便性の面で課題が生じており、産婦がより利用しやすくなる仕組みづくりが求められます。

基本目標 2 子育て支援の充実

基本目標2では、子育て当事者の多様なニーズに対応するため、子育て家庭が抱える不安や負担の軽減を図るための環境整備など、子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

また、こどもの居場所づくりの充実への取組として、子どもの集う場所(子どもひろば、学童クラブ、子育て支援センター)の整備を行うなど、それぞれの事業の充実に努めてきました。

一方で、第2期プランで拡充した学童クラブ事業については、多様化するニーズに対応するべく支援の充実に取り組んできたものの、利用者増加に伴う待機児童問題や今後の新規開設に向けては、開設場所や人材確保等の課題があり、待機児童を発生させない取組などが求められます。

基本目標 3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

基本目標3では、近年増加している配慮を必要とするこども・家庭への支援を行うため、関係部署等との連携を図り、相談体制の充実やきめ細やかなサービスを提供するなど、対象家庭への早期からの支援に取り組んできました。令和5(2023)年度には医療的ケア児への支援として、えにわっこ応援センター内に医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、新たな取り組みも進めてきました。

一方で、関係部署間の連携の強化をより図る必要が出てきた事業もあったことから、今後においては、これらの諸課題等に対応する支援の充実が求められます。

基本目標 4 仕事と家庭との両立の推進

基本目標4では、男性の積極的な子育てへの参画の促進や子育てしながら働きやすい環境づくりを地域全体で取り組むなど、仕事と家庭との両立の推進を進めてきました。

一方で、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を市が表彰する「子育て応援企業表彰」事業については、事業の認知度の低さが課題であり、事業内容の積極的な周知を図る必要があるなど、新たな取組が求められます。

基本目標 5 豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標5では、教育環境の整備として、読書活動の推進や地域でのこどもの健全育成を支援する人材の育成、特色ある学校づくりや教育力の向上を図るための学習機会の提供、遊び場の確保、多彩な体験機会の提供、困りごとを抱える児童・生徒への相談支援体制の充実など、様々な取組を進めてきました。

一方で、児童・生徒を取り巻く教育環境は複雑化しており、それぞれが抱える問題も家庭、学校、地域と多岐にわたっています。早期発見・早期対応のためにも、今後も引き続き、子どもに関わる様々な関係機関が連携し支援を強化していくことが求められます。

基本目標 6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備

基本目標6では、安心して遊ぶことができる公園の整備やこどもが犯罪などに巻き込まれることなく安心して暮らせるよう、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりなど、安全・安心なまちづくりを進めてきました。

第2期プラン中においては、子育てバリアフリーの推進として、歩道照明、公園のトイレ・園路等の整備、島松駅のバリアフリー化を行うなど、妊婦や乳幼児連れでも安全に利用できる環境整備を行いました。

一方で、子どもの交通安全教室や防火教室などの開催にあたっては、それぞれ人員の確保等が課題となっており、事業の委託を検討するなどの対策が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで全てのこどもと家庭が、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

国が施行したこども基本法では「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指しており、本市においても、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、これまで以上にこども・子育て支援施策を充実させるとともに、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者への様々な支援や取り組みが求められます。

このことから、本計画では、「かかわり・つながり・ひろがり」を大切にする子育てのまち えにわ」を基本理念に、こども基本法やこども大綱、北海道こども計画、今回一体的に策定したこどもに関わる計画の内容等を十分に勘案しながら、子育て支援施策やこども・若者への支援施策の充実を目指します。

**「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする
子育てのまち えにわ**

恵庭市民が協働し、恵庭市で子育てをしてよかったと思えるような環境を創り、育てていくことを願い、目指すものであり、地域や市民、関係団体・事業者等の「かかわり」「つながり」「ひろがり」を大切にすることが重要であると考えます。

2 一体的に策定した計画の概要

本計画は、子ども基本法に定める「市町村子ども計画」として策定するものですが、本計画と一体的に策定した子ども関連計画の概要は、次のとおりです。

第3期えにわっこ☆すこやかプラン(恵庭市子ども計画)

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進する。

恵庭市子ども・子育て支援事業計画

目的・方針

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期などを定め、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進する。

恵庭市次世代育成支援行動計画

目的・方針

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、健全な育成を図るため、子育てしやすい職場や地域をつくる施策の内容及び実施時期を定め、迅速・重点的に推進する。

恵庭市子どもの貧困対策計画

目的・方針

子どもが適切な養育及び教育、医療などが受けられない等の権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、適切かつ実効性の高い施策を推進し、子どもが健やかに育成され格差が是正される支援が確実に届く体制を整備する。

恵庭市子ども・若者計画

目的・方針

子ども・若者が多様な価値観の中から主体的に選択して、成長・活躍できる社会の実現に向け、意見表明や社会参画を促進するとともに、支援その他の取り組みに関する事項を定め、総合的な育成・支援の取り組みを推進する。

恵庭市子どもの居場所づくりプラン

目的・方針

子どもにとってより良い居場所となるため、官民が連携・協力する体制を構築し、「ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる」の視点を循環的に作用させ、多様な子どもの居場所づくりを推進する。

恵庭市保育計画

目的・方針

保育を必要とする人への保育サービスの充実と供給体制の確保や保育環境の整備、さらには保育園を地域における子育て支援の拠点として、全ての子育て家庭を支援することを目指し、入所定員の拡大や多様な保育ニーズへの対応、子育て支援機能の強化、老朽化する施設の計画的な整備など、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用し、市全体の保育環境の維持・向上を図る。

3 基本目標

基本理念や一体的に策定する計画の概要等を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

基本目標 1

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもを権利の主体として認識し、その多様な個性を尊重し、最善の利益を図っていきます。また、こどもの視点を尊重し、こどもの意見表明・意見形成の支援を行い、こどもが社会参画しやすい環境づくりを推進します。

基本目標 2

ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援

こどもや子育て家庭にとって必要な支援が特定の年齢で途切れることなくライフステージに応じて行われ、自分らしい社会生活を送ることができるように、切れ目のない支援を提供します。

基本目標 3

こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり

全てのこどもが安全で安心して過ごすことができ、子育て家庭の不安や負担感の軽減、孤立の解消などが図られるよう、地域全体がこどもや子育て家庭に寄り添いながら、こどもの育ちを支える地域づくりを推進します。

基本目標 4

貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援

全てのこどもが幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるため、貧困や格差の解消を図り、良好な成育環境づくりを進めるとともに、その背景にある孤独・孤立、障がいなどの要因に対し、ニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、関係機関等との連携を図り、相談・支援体制の構築やサービスの充実を図ります。

基本目標 5

こども・若者の学びと自立への支援

多様な価値観・考え方の中、若い世代が希望を持ち、自らが主体的に自分らしく生きていくことができるように、学習環境や居場所の整備、就労に向けた支援や情報の発信、関係機関等との連携に取り組みます。

4 施策の体系(目標別)

本計画の基本理念、基本目標等を体系として示すと次のとおりです。

基本理念	基本目標	施策目標
か か わ り ・ つ な が り ・ ひ ろ が り を 大 切 に す る ま ち え に わ	1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	1)こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映
		2)こどもの権利擁護と安心な環境づくり
		3)こどもの安心な居場所づくり
	2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援	1)妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実
		2)子育て家庭への支援の充実
		3)子育てや教育に関する経済的支援
		4)乳幼児期の保育・教育の充実
	3 こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり	1)地域でこどもや子育て家庭を支える環境づくり
		2)安全で生活しやすい環境づくり
	4 貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援	1)こどもの貧困解消の取組の推進
		2)障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもと医療的ケア児への支援
		3)ひとり親家庭への自立支援の推進
	5 こども・若者の学びと自立への支援	1)次世代を担うこども・若者が健全に育つ環境づくり
		2)こども・若者の社会的自立に向けた支援

第3章 計画の基本的な考え方

		(◎)・・・新規事業 (○)・・・拡充する事業		
基本 目標	施策 目標	具体的施策		
1	1)	1 こどもの権利の普及促進 3 人権擁護活動の推進	2 こども・若者の意見聴取と政策反映(◎)	
	2)	1 児童虐待防止に関する啓発活動 3 不登校対策 6 教育相談体制の充実	2 要保護児童ネットワーク協議会による連携体制の強化 4 いじめ防止対策 7 ヤングケアラー支援(◎)	5 非行防止の取組み(学校・警察との連携)
	3)	1 こどもの居場所の整備 4 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業) 6 子どもの生活・学習支援事業	2 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業) 5 松恵子どもクラブ事業 7 児童育成支援拠点事業(◎)	3 長期休みにおける児童の預かり事業(◎)
2	1)	1 こども家庭センターの設置(◎) 4 妊婦健康診査 7 産婦健康診査事業 10 育児教室・育児相談 13 先天性股関節脱臼検診 16 子育て講話(出前講座) 19 乳幼児歯科保健事業	2 妊娠等包括相談支援事業(○) 5 低所得妊婦初産科受診料支援事業 8 産後ケア事業(○) 11 乳幼児健康診査 14 予防接種事業 17 妊産婦・乳幼児の栄養指導 20 フツ化物洗口の実施	3 妊婦教室・両親教室 6 不妊治療費等助成事業 9 乳児家庭全戸訪問事業 12 新生児聴覚検査 15 5歳児相談 18 妊産婦歯科保健事業(○) 21 親の健康診査・がん検診事業(○)
	2)	1 子育て情報発信事業 4 ファミリー・サポート・センター事業(○) 7 子育て支援夜間養護等事業 10 支援対象児童等見守り強化事業 13 地域交流保育事業	2 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業) 5 一時的保育事業 8 子育て世帯訪問支援事業 11 親子関係形成支援事業(◎) 14 食育活動の推進	3 地域子育て相談機関の設置(◎) 6 子育て支援短期利用事業(○) 9 養育支援訪問事業 12 外国籍家庭への支援(○) 15 小児救急医療の情報提供
	3)	1 妊婦のための支援給付金の支給(◎) 4 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付(○) 7 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成	2 児童手当の支給 5 妊産婦健康診査通院支援事業	3 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業 6 入院助産制度
	4)	1 教育・保育施設及び地域型保育事業所の定員の確保(○) 4 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)(◎) 7 幼稚園型一時預かり事業(1号認定の預かり保育事業) 10 幼児教育・保育施設等の保護者の負担軽減	2 保育の質の向上 5 延長保育事業 8 病児・病後児保育事業(○) 11 幼保連携型認定こども園への移行	3 保育士等確保対策 6 休日保育事業 9 幼・保・小連携推進事業
3	1)	1 えにわ子育て応援事業 4 マタニティマークの普及啓発 7 家庭教育支援事業	2 赤ちゃんぽつとステーションの普及啓発 5 男女共同参画社会の普及啓発	3 民生委員・児童委員などによる地域活動 6 地域学校協働活動の推進
	2)	1 子育てバリアフリーの推進 4 交通安全教育の推進	2 公園施設長寿命化計画の推進 5 こどもを犯罪などの被害から守る活動の推進	3 街区公園再整備計画の推進 6 幼年・少年火防クラブの育成指導
4	1)	1 相談支援体制の整備 4 就労支援の取組	2 教育支援の取組 5 経済的支援の取組	3 生活支援の取組
	2)	1 市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業 4 保育園・認定こども園での特別な支援を要する児童の受入れ 7 医療的ケア児支援体制の整備 10 重度心身障害者医療費助成事業(○)	2 障がい児通所支援・障がい児相談支援 5 学童クラブでの特別な支援を要する児童の受入れ 8 教育施設等巡回看護師派遣事業	3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業 6 小・中学校における特別支援教育 9 医療的ケア児レスパイト事業(◎)
	3)	1 母子・父子自立支援員による相談支援 4 児童扶養手当の支給	2 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業 5 遺児手当の支給	3 ひとり親家庭自立支援給付金事業 6 ひとり親家庭等医療費助成事業
5	1)	1 読書環境の充実 4 外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用) 6 ゲートキーパー養成事業 9 青少年団体・育成団体の支援 12 事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進	2 ブックスター・ブックスタープラス事業 5 競技スポーツ・生涯スポーツの振興及びスポーツ環境整備の推進 7 市民のつどいの開催(市民啓発事業) 10 青少年育成事業への補助事業 13 小・中学校の計画的な維持保全	3 学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用) 8 少年の主張中学校大会 11 青少年表彰
	2)	1 こどもの生きる力の育成 4 薬物乱用防止教育の実施 7 合同企業説明会の開催 10 生活困窮者自立支援事業	2 体験型事業の推進 5 健康づくり等に関する学習機会の提供 8 女性デジタル人材育成事業(◎) 11 こども・若者支援ネットワークの整備	3 ジュニアリーダー養成事業 6 ジョブガイド恵庭における労働相談 9 中学生への学習支援事業

5 施策の体系(ライフステージ別)

こども大綱を勘案した、「妊娠期」、「こどもの誕生から幼児期」、「学童期・思春期」、「青年期」までの各ライフステージごとの事業体系は、次のとおりです。

				こどもの誕生から幼児期		学童期・思春期			青年期	
基本目標		施策目標	妊産婦期	乳児期 0歳	幼児期 1歳～5歳	小学生 6歳～12歳	中学生 13歳～15歳	高校生 16歳～18歳	青年期 19歳～39歳	
1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	2)					3 不登校対策				
						4 いじめ防止対策				
						5 非行防止の取組み(学校・警察との連携)				
						6 教育相談体制の充実				
						7 ヤングケアラー支援				
						2 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)				
						3 長期休みにおける児童の預かり事業				
	3)					4 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)				
						5 松恵子どもクラブ事業				
						6 子どもの生活・学習支援事業				
						7 児童育成支援拠点事業				
2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援	1)	1 こども家庭センターの設置								
		2 妊娠等包括相談支援事業								
		3 妊婦教室・両親教室								
		4 妊婦健康診査								
		5 低所得妊婦初回産科受診料支援事業								
		6 不妊治療費等助成事業								
		7 産婦健康診査事業								
		8 産後ケア事業								
		9 乳児家庭全戸訪問事業								
		10 育児教室・育児相談								
		11 乳幼児健康診査								
		12 新生児聴覚検査								
		13 先天性股関節脱臼検診								
		14 予防接種事業								
		15 5歳児相談								
		16 子育て講話(出前講座)								
		17 妊産婦・乳幼児の栄養指導								

第3章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策目標	こどもの誕生から幼児期			学童期・思春期			青年期
		妊産婦期	乳児期 0歳	幼児期 1歳～5歳	小学生 6歳～12歳	中学生 13歳～15歳	高校生 16歳～18歳	青年期 19歳～39歳
2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援	1)	18 妊産婦歯科保健事業						
			19 乳幼児歯科保健事業					
				20 フツ化物洗口の実施				
	2)	2 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)						
		3 地域子育て相談機関の設置						
			4 ファミリー・サポート・センター事業					
				5 一時的保育事業				
				6 子育て支援短期利用事業				
				7 子育て支援夜間養護等事業				
		8 子育て世帯訪問支援事業						
		9 養育支援訪問事業						
		10 支援対象児童等見守り強化事業						
			11 親子関係形成支援事業					
			13 地域交流保育事業					
		14 食育活動の推進						
		15 小児救急医療の情報提供						
	3)	1 妊婦のための支援給付金の支給						
			2 児童手当の支給					
			3 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業					
			4 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付					
		5 妊産婦健康診査通院支援事業						
		6 入院助産制度						
	4)		7 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成					
			4 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)					
			5 延長保育事業					
			6 休日保育事業					
			7 幼稚園型一時預かり事業(1号認定の預かり保育事業)					
			8 病児・病後児保育事業					
			9 幼・保・小連携推進事業					
			10 幼児教育・保育施設等の保護者の負担軽減					

				こどもの誕生から幼児期		学童期・思春期			青年期	
基本目標	施策目標	妊産婦期	乳児期 0歳	幼児期 1歳～5歳	小学生 6歳～12歳	中学生 13歳～15歳	高校生 16歳～18歳	青年期 19歳～39歳		
3 こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり	1)	4 マタニティマークの普及啓発								
				6 地域学校協働活動の推進						
	2)			4 交通安全教育の推進						
					5 こどもを犯罪などの被害から守る活動の推進					
					6 幼年・少年火防クラブの育成指導					
4 貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援	2)		1 市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業							
			2 障がい児通所支援・障がい児相談支援							
			3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業							
				4 保育園・認定こども園での特別な支援を要する児童の受入れ						
				5 学童クラブでの特別な支援を要する児童の受入れ						
			6 小・中学校における特別支援教育							
			7 医療的ケア児支援体制の整備							
			8 教育施設等巡回看護師派遣事業							
			9 医療的ケア児レスパイト事業							
	3)	1 母子・父子自立支援員による相談支援								
			2 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業							
			3 ひとり親家庭自立支援給付金事業							
			4 児童扶養手当の支給							
			5 遺児手当の支給							
			6 ひとり親家庭等医療費助成事業							



第3章 計画の基本的な考え方

			こどもの誕生から幼児期		学童期・思春期			青年期	
基本目標	施策目標	妊産婦期	乳児期 0歳	幼児期 1歳～5歳	小学生 6歳～12歳	中学生 13歳～15歳	高校生 16歳～18歳	青年期 19歳～39歳	
5 こども・若者の 学びと自立への 支援	1)		2 ブックススタート・ブックススタートプラス事業						
								3 学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用)	
								4 外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)	
								7 市民のつどいの開催(市民啓発事業)	
								8 少年の主張中学校大会	
									9 青少年団体・育成団体の支援
								10 青少年育成事業への補助事業	
								11 青少年表彰	
								13 小・中学校の計画的な維持保全	
	2)							1 こどもの生きる力の育成	
								2 体験型事業の推進	
								3 ジュニアリーダー養成事業	
								4 薬物乱用防止教育の実施	
									5 健康づくり等に関する学習機会の提供
									6 ジョブガイド恵庭における労働相談
									7 合同企業説明会の開催
									8 女性デジタル人材育成事業
								9 中学生への学習支援事業	
									10 生活困窮者自立支援事業
								11 こども・若者支援ネットワークの整備	



第4章

こども・子育て施策の展開

第4章 こども・子育て施策の展開

1 基本目標1

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援

新規◎ 拡充○

施策目標	具体的施策		新規 拡充	掲載 頁	所管課
1)こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映	1	こどもの権利の普及促進		45	えにわっこ応援センター 子ども政策課
	2	こども・若者の意見聴取と政策反映	◎	45	子ども政策課
	3	人権擁護活動の推進		46	生活環境課
2)こどもの権利擁護と安心な環境づくり	1	児童虐待に関する啓発活動		47	えにわっこ応援センター
	2	要保護児童ネットワーク協議会による連携体制の強化		47	えにわっこ応援センター
	3	不登校対策		48	教育支援課
	4	いじめ防止対策		48	教育支援課
	5	非行防止の取組（学校・警察との連携）		49	教育支援課
	6	教育相談体制の充実		49	教育支援課
	7	ヤングケアラー支援	◎	49	福祉課 えにわっこ応援センター 教育支援課
3)こどもの安心な居場所づくり	1	こどもの居場所の整備		50	子ども政策課
	2	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）		50	子ども政策課
	3	長期休みにおける児童の預かり事業	◎	50	子ども政策課
	4	子どもひろば事業（放課後子ども教室事業）		51	子ども政策課
	5	松恵子どもクラブ事業		51	子ども政策課
	6	子どもの生活・学習支援事業		51	えにわっこ応援センター
	7	児童育成支援拠点事業	◎	52	えにわっこ応援センター

施策目標(1)こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映

こども基本法の基本理念に掲げる、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、人権が守られ、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること、全てのこどもが守られ、育ち、こどもの意見がより社会に反映される環境づくりを推進します。

1 こどもの権利の普及促進

事業の内容

こどもや若者が自らの権利を侵害されたり困難を抱えた時などに、不安や悩みを解消できるよう、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携を強化し、相談機関の周知啓発や、侵害された子どもの権利の救済等に向けこども等からの相談に対応する支援体制の充実に努め、全てのこども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有していきます。

取組の方向

こどもは生まれながらに権利の主体であることから、全てのこどもが人権と個性を大切にし、一人ひとりに最善の利益が提供され、健やかな成長と生活を送ることができるように子どもの権利の普及に取り組めます。

2 こども・若者の意見聴取と政策反映 ※新規

事業の内容

「こどもまんなか社会」の実現に向け、これまで支援の対象であったこども・若者が、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう、推進していきます。

こども・若者が、年齢や発達に応じて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるよう、自らのことについて意見を形成し、安全に安心して意見を述べることができる場や環境づくりを進めます。

取組の方向

恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会の委員構成に「こども・若者」を加えることや、教育機関・教育委員会との連携のもと、学生から意見を聴取する場を設けるなどにより、こどもに関係する政策の策定、実施、評価のプロセスに、こども・若者の意見を反映させます。

3 人権擁護活動の推進

事業の内容

人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権啓発活動を行う人権擁護委員との連携を強化し、地域に根ざした人権擁護の取組を推進します。

取組の方向

市内各小学校で人権教室を実施し、こどもの人権意識の醸成に努めるとともに、人権啓発に関する物品の配布を行い、相談窓口の紹介等を行います。

施策目標(2)こどもの権利擁護と安心な環境づくり

全ての人がこどもの権利を正しく理解し、幸福で愛情と理解のある環境で健全に成長するために、こどもだけではなく、保護者や学校教育、地域、社会全体に対してもこどもの権利に対する理解が一層浸透するように、こどもの権利を守るための取組についての普及啓発を進めていきます。

また、児童虐待やいじめ、不登校等に関わる関係機関等のネットワークを構築し、情報交換や情報共有などの連携を図り、児童虐待等の未然防止、早期発見、早期支援に取り組みます。

1 児童虐待防止に関する啓発活動

事業の内容

- 秋のこどもまんなか月間である11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、市内教育・保育施設や学校、医療機関などの施設に児童虐待防止に関するポスターの掲示やリーフレットの設置・配布を依頼し、市民への普及啓発を行います。
- 児童虐待の理解や対応などをテーマに虐待防止講演会を開催します。
- 市ホームページなど様々な機会を捉え、児童虐待防止に関する市民や関係機関の理解が深まるよう周知に努めます。

取組の方向

市民やこども・子育て等に関わる地域の関係機関等への啓発に取り組みます。

2 要保護児童ネットワーク協議会による連携体制の強化

事業の内容

児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護や対応のため、「恵庭市要保護児童ネットワーク協議会」の構成員が情報や考え方を共有し、それぞれの役割や機能を踏まえ、適切な連携のもと、こどもの安全・権利擁護及び保護者への子育て支援の視点にたち、継続的な支援を行います。

- こども家庭センターの機能を有するえにわっこ応援センターで、母子保健と児童福祉が連携し、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、妊娠期から切れ目なく支援を行います。
- 要保護児童ネットワーク協議会の調整機能をえにわっこ応援センターに置き、代表者会議及び実務者会議の開催のほか必要に応じて個別ケース会議を開催します。

取組の方向

保育園・認定こども園、小・中学校、高等学校、民生委員・児童委員、人権擁護委員、子育て支援機関等の関係機関の代表者や実務者がそれぞれの役割や機能の理解を深め、児童相談所や警察との連携を強化し、適切な対応・支援に取り組みます。

3 不登校対策

事業の内容

不登校児童・生徒の学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備し、不登校による学びや支援にアクセスできないこどもたちに対し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、学習支援、指導を行います。

- 不登校児童・生徒及び保護者の教育相談体制の充実
- 教育支援センターの設置
- 校内教育支援センターへの支援 全校に指導員を配置
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問の実施
- 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会の開催
- 恵庭市スクールソーシャルワーカー連携担当者会議の開催

取組の方向

小・中学校に在籍する不登校児童・生徒の社会的な自立を目指し、学びたいときに学べる環境を整備し、問題解決に向けて家庭や学校、地域が連携した支援体制の充実を図り、個々の状態に応じた指導・支援を行います。

4 いじめ防止対策

事業の内容

「恵庭市いじめ防止基本方針」に基づき、全ての児童・生徒が自他の多様性を互いに認め、互いに支えあうことができる取組を進めるとともに、教育委員会と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校内外を問わず、いじめが行われなくなる取組を推進します。

- みんなでいじめの問題を考える会の実施
- いじめアンケート、おなやみポスト、心の健康観察の実施
- 教育相談体制の構築
- 校内いじめ対策組織の設置
- 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会の設置
- 恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置

取組の方向

いじめ防止対策について、いじめ防止対策推進法等の理解といじめの定義の共通認識を図り、学校内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめの解消と再発防止に向け、教育委員会と学校が連携し、迅速かつ組織的な対応を行うよう取り組みます。

「みんなでいじめの問題を考える会」を行い、児童・生徒が自ら考え問題を解決する力を育む活動を支援します。

5 非行防止の取組(学校・警察との連携)

事業の内容

非行行為等の問題行動について、市内小・中学校、高等学校や警察などとの連携により、早期発見、非行防止に努めます。また、恵庭市生徒指導協議会、恵庭市少年補導員会などと連携を図り児童・生徒の健全育成や非行防止の取組を推進します。

取組の方向

学校内外問わず、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、非行防止や早期発見に向けた取組を推進します。また、児童・生徒の健全育成を図るため、指導・支援体制の充実に努めます。

6 教育相談体制の充実

事業の内容

家庭環境やいじめ、不登校、友人関係など学校や日常生活における様々な悩みを解消するため、いつでも気軽に相談できる体制を整備します。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び連携担当者の配置
- いじめアンケート、健康観察の実施
- 相談勧奨パンフレットの配布

取組の方向

児童・生徒や保護者の悩みを早期に発見し、学校や教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、悩みの解消に向けて相談窓口や相談体制の充実に努めます。

7 ヤングケアラー支援 ※新規

事業の内容

家族の介護その他の日常生活上のお世話を過度に行っているヤングケアラーに早期に気づき、福祉・介護・保健・教育・就労等の関係機関が連携し、必要な支援につなぐため、相談窓口の設置や周知を行います。また、ヤングケアラーの社会的認知度の向上のため、市民や関係機関等への普及啓発を行います。

- ヤングケアラーに関する講座やポスターの掲示、リーフレット、相談窓口カードの配布などの啓発活動
- ヤングケアラーに関する相談窓口の設置
- ヤングケアラーや家族への支援

取組の方向

福祉・介護・保健・教育・就労等の関係機関が連携し、ヤングケアラーの実態の把握及び包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

施策目標(3)こどもの安心な居場所づくり

全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を持ち、こどもの活動の場としてだけではなく身体的・精神的に成長することのできる多様な居場所づくりを推進します。

1 こどもの居場所の整備

事業の内容

「こどもの集う場所」を小学校区ごとに整備し、7小学校区中6か所の整備をしています。

取組の方向

未設置の若草地区における「こどもの集う場所」の整備については、柏陽地区複合施設整備基本計画に合わせて検討します。

2 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

事業の内容

放課後、保護者が就労などの理由で不在となる児童を対象に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

取組の方向

子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)と双方が交流し、それぞれの活動に参加できるよう連携を図るとともに、教育委員会や小学校との連携をすすめ、両事業の小学校の余裕教室の活用について協議します。

多様化するニーズに対応するため、民間学童クラブに対する支援を継続します。

待機児童が発生した場合は、ランドセル来館事業や余剰のある他の学童クラブへの調整などにより対応します。また、待機児童が恒常的に発生している場合は、速やかに学童クラブの増設について検討します。

必要な施設改修やより適切な環境への移転等により、衛生及び安全が確保された環境の中で、児童が安心して過ごすことができる環境整備を実施します。

3 長期休みにおける児童の預かり事業 ※新規

事業の内容

小学校の長期休業期間において、保護者が就労などの理由で不在となる児童を対象に生活の場を提供することにより、長期休業期間のみの利用ニーズへ対応するとともに、学童クラブの待機児童解消を図ります。

取組の方向

保護者のニーズに対応した制度の構築と運営方法の検討を行います。

4 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業)

事業の内容

18歳未満のこどもたちが安全安心に遊べる場所を提供し、様々な学びや体験活動を、異年齢との交流を通して、こどもの心身の成長を図ります。

取組の方向

学童クラブとの一体的、または、連携による実施を検討します。

若草地区については、柏陽地区に建設が予定されている複合施設に新たな「子どもひろば」の開設に向けて検討します。

5 松恵子どもクラブ事業

事業の内容

放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の機能を併せ持ち、松恵小学校に就学している児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図ります。

取組の方向

学童クラブと子どもひろばの機能の一体的な運営を実施していきます。

6 子どもの生活・学習支援事業

事業の内容

様々な困難や課題を抱えるこどもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供などを行う地域の居場所を市内5か所に開設しています。

取組の方向

中学校区ごとに1か所を開設し、実施事業者や関係機関との情報交換や連携を進め、事業の充実を図ります。

7 児童育成支援拠点事業 ※新規

事業の内容

養育環境等に課題を抱えるこども等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、(仮称)支援コーディネーター等を配置し、こども及び家庭の個々の状況に応じた相談に応じ、必要な支援につなげるなど、関係機関等と連携し、包括的に取り組みます。

取組の方向

養育環境等に課題を抱えるこどもや家庭等のニーズや実態を把握し、事業の実施体制や内容などを検討します。

2 基本目標2

ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援

新規◎ 拡充○

施策目標	具体的施策		新規 拡充	掲載 頁	所管課
1) 妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実	1	こども家庭センターの設置	◎	55	えにわっこ応援センター
	2	妊娠等包括相談支援事業	○	55	えにわっこ応援センター
	3	妊婦教室・両親教室		56	えにわっこ応援センター
	4	妊婦健康診査		56	えにわっこ応援センター
	5	低所得妊婦初回産科受診料支援事業		56	えにわっこ応援センター
	6	不妊治療費等助成事業		57	えにわっこ応援センター
	7	産婦健康診査事業		57	えにわっこ応援センター
	8	産後ケア事業	○	57	えにわっこ応援センター
	9	乳児家庭全戸訪問事業		58	えにわっこ応援センター
	10	育児教室・育児相談		58	えにわっこ応援センター
	11	乳幼児健康診査		58	えにわっこ応援センター
	12	新生児聴覚検査		59	えにわっこ応援センター
	13	先天性股関節脱臼検診		59	えにわっこ応援センター
	14	予防接種事業		59	保健課
	15	5歳児相談		60	えにわっこ応援センター
	16	子育て講話(出前講座)		60	えにわっこ応援センター
	17	妊産婦・乳幼児の栄養指導		60	えにわっこ応援センター
	18	妊産婦歯科保健事業	○	61	保健課
	19	乳幼児歯科保健事業		61	保健課
	20	フッ化物洗口の実施		61	教育総務課 幼児保育課
	21	親の健康診査・がん検診事業	○	61	保健課
2) 子育て家庭への支援の充実	1	子育て情報発信事業		63	子ども政策課
	2	子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)		63	子ども政策課
	3	地域子育て相談機関の設置	◎	63	えにわっこ応援センター
	4	ファミリー・サポート・センター事業	○	64	子ども政策課
	5	一時的保育事業		64	幼児保育課
	6	子育て支援短期利用事業	○	64	えにわっこ応援センター
	7	子育て支援夜間養護等事業		64	えにわっこ応援センター
	8	子育て世帯訪問支援事業		65	えにわっこ応援センター
	9	養育支援訪問事業		65	えにわっこ応援センター
	10	支援対象児童等見守り強化事業		65	えにわっこ応援センター

第4章 こども・子育て施策の展開

基本目標2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援

	11	親子関係形成支援事業	◎	65	えにわっこ応援センター
	12	外国籍家庭への支援	○	66	企画課 幼児保育課 えにわっこ応援センター
	13	地域交流保育事業		66	幼児保育課
	14	食育活動の推進		66	保健課 学校給食センター すみれ保育園
	15	小児救急医療の情報提供		67	えにわっこ応援センター
3) 子育てや教育に関する経済的支援	1	妊婦のための支援給付金の支給	◎	68	えにわっこ応援センター
	2	児童手当の支給		68	えにわっこ応援センター
	3	乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業		68	子ども政策課
	4	子ども医療費助成事業・養育医療費の給付	○	68	国保医療課
	5	妊産婦健康診査通院支援事業		69	えにわっこ応援センター
	6	入院助産制度		69	えにわっこ応援センター
	7	児童福祉施設入所児童面会旅費の助成		69	えにわっこ応援センター
4) 乳幼児期の教育・保育の充実	1	教育・保育施設及び地域型保育事業所の定員の確保	○	70	幼児保育課
	2	保育の質の向上		70	幼児保育課
	3	保育士等確保対策		70	幼児保育課 すみれ保育園
	4	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	◎	71	幼児保育課
	5	延長保育事業		71	幼児保育課
	6	休日保育事業		71	幼児保育課
	7	幼稚園型一時預かり事業(1号認定の預かり保育事業)		72	幼児保育課
	8	病児・病後児保育事業	○	72	子ども政策課 幼児保育課
	9	幼・保・小連携推進事業		72	教育総務課 幼児保育課
	10	幼児教育・保育施設等の保護者の負担軽減		72	幼児保育課
	11	幼保連携型認定こども園への移行		73	幼児保育課

施策目標(1)妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実

子育て家庭の妊娠・出産・子育てに関する不安や産前産後の身体的、経済的、精神的な負担の軽減、孤立化防止、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を関係機関や地域と連携を図り、推進します。

1 こども家庭センターの設置 ※新規

事業の内容

児童福祉法の改正(令和4年6月)により、市町村は、こども家庭センターの設置に努めることとなり、恵庭市では、「えにわっこ応援センター」を令和5年4月に設置し、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進や児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への切れ目のない支援を関係機関と連携・協働し、包括的に提供します。

統括支援員、保健師などの相談支援を行う専門職員を配置し、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携し、一体的に相談支援を行います。

家庭児童相談員を配置し、「こども・家庭相談」において、こどもからの相談にも応じます。

取組の方向

「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」を一体的に運営する「えにわっこ応援センター」の体制を維持し、相談支援の充実を図ります。

2 妊娠等包括相談支援事業 ※拡充

事業の内容

妊産婦や配偶者等に対して、妊娠届出時や妊娠8か月頃、乳児家庭全戸家庭訪問などの時期に、保健師等が面談等を行い、妊産婦の心身の状況や子育てや就労などそれぞれの置かれている環境、ニーズなどを把握し、母子保健や子育てに関する情報提供や相談などの伴走型相談支援を行います。

○妊娠届出時の妊婦相談

母子健康手帳交付の際、妊娠・出産・子育て等に関する相談や母子保健事業や子育て支援サービスなどの情報提供を行います。

○妊娠後期サポートアンケート

妊娠8か月頃に、アンケートを送付し、希望者には面談を実施します。

○プレママ相談日

毎月1回開催し、妊娠中や産後の生活、赤ちゃんを迎える準備やお世話、妊娠中の食事や栄養などの相談に対応します。

○乳児家庭全戸訪問事業

産後の心身の体調や育児についての相談に対応します。

取組の方向

保健師や母子保健相談員等を配置し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産や育児等の見通しを

立てられるよう、継続的な支援に取り組みます。また、経済的な支援としての「妊婦のための支援給付」と組み合わせて実施します。

3 妊婦教室・両親教室

事業の内容

妊婦とその家族を対象に、心身ともに妊娠期を健やかに過ごし、出産を迎え、子育てに臨めるよう妊婦教室と両親教室を実施します。

○妊婦教室

妊娠中の健康や食生活・歯科のこと、出産や育児、子育て情報、子育て支援センターの見学、参加者同士の交流などの機会を提供します。

○両親教室

家族で赤ちゃんを迎える準備や子育て情報、おむつ交換やお風呂入れなどのお世話体験、妊婦疑似体験などの機会を提供します。

取組の方向

妊産婦や家族のニーズや利用実態を把握し、妊娠・出産・子育てを取り巻く環境の変化などに応じた内容の見直しを行い、子育て支援機関等との連携や協働の検討など、事業の充実を図ります。

4 妊婦健康診査

事業の内容

妊娠期の健康管理と胎児の発育状況などを確認するため、妊婦が定期的に受診する健康診査の「妊婦一般健康診査」及び「超音波検査」にかかる費用の助成を行います。

取組の方向

妊婦健康診査の実施医療機関等との連携を図り、若年妊娠や合併症妊娠、健診未受診などの妊婦に対する支援の充実を図ります。

5 低所得妊婦初回産科受診料支援事業

事業の内容

妊娠判定のために産科医療機関を受診した人で、住民税非課税世帯または同等の水準にある人に対して、初回の産科受診料を助成します。

取組の方向

初回の産科受診料を助成することで低所得妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の状況を把握し、妊婦等包括相談支援事業など必要な支援につなげていきます。

6 不妊治療費等助成事業

事業の内容

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、健康保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかる費用と交通費の一部を助成します。

取組の方向

北海道不妊治療費等助成事業に基づき、事業を実施します。また、不妊や不育症などに関する情報提供や相談について、専門相談機関と連携し進めていきます。

7 産婦健康診査事業

事業の内容

産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後間もない時期(産後2週間及び産後1か月)の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等に係る産婦健康診査の助成を行います。

取組の方向

産婦健康診査の実施医療機関等との連携を強化し、産後うつをはじめとする疾病の早期発見などの産婦に対する支援の充実を図ります。

8 産後ケア事業 ※拡充

事業の内容

産婦の産後の身体的回復や心理的安定のため、助産師等による産婦の心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。

対象は、産後5か月未満の産婦とその乳児であり、事業の類型は施設に宿泊する「宿泊型」、日中に施設で過ごす「日帰り型」、助産師等が産婦の居宅を訪問する「訪問型」があります。

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、助産所等との情報共有、課題の整理などを行い、対象月齢や利用時間の拡充など、利用者の利便性の向上や支援内容の充実を図ります。

また、市内での産後ケア事業実施施設の開設を目指し、北海道や北海道助産師会、助産所等との情報交換や情報収集に取り組みます。

妊婦等包括相談支援事業における妊婦相談や乳児家庭全戸訪問での周知を行うとともに、産後うつの予防などで、支援が必要な産婦には、事業の利用を積極的に紹介・勧奨します。

9 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

生後4か月までの乳児がいる家庭に、母子保健相談員や保健師が訪問し、乳児の発育・発達や健康状態の確認、子育てに関する不安や悩みへの相談、産婦や家族の健康確認、母子保健事業や子育て支援サービスの情報提供等を行います。

支援が必要な家庭には、必要なサービスや支援につなげ、養育支援訪問事業等での継続支援を行います。

取組の方向

北海道の養育者支援保健・医療連携システム事業を活用し、出産医療機関との連携による早期支援など、妊娠期からの継続支援など切れ目のない支援の充実を図ります。

10 育児教室・育児相談

事業の内容

育児・栄養・歯科に関する知識や情報の提供、乳幼児の成長・発達の確認、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減のため、育児教室と育児相談を実施します。

○育児教室

生後5～7か月の乳児と保護者を対象に、離乳食の進め方、歯の手入れ、乳幼児の健康についての講話

○育児相談

乳幼児と保護者を対象に、毎月1回「すくすく相談日」を開催。えにわっこ応援センター「子どもの健康・育児相談」を電話や来所で随時対応

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、妊娠・出産・子育てを取り巻く環境の変化などに応じた内容の見直しを行い、子育て支援機関等との連携や協働も検討し、事業の充実を図ります。

11 乳幼児健康診査

事業の内容

乳幼児の成長や発達を確認し、心身の健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減や乳幼児の身体発育、運動、言語、行動等の心配や障がいを早期に発見し、治療や発達支援につなげ、保護者が安心して子育てできるよう、乳幼児健康診査を実施します。

○1か月児健診（個別健診）／3～4か月児健診（集団健診）／9～10か月児健診（集団健診）

体格測定、育児相談、小児科医診察、栄養相談

○1歳6か月児健診（集団健診）

体格測定、育児相談、小児科医診察、栄養相談、歯科健診、歯科相談、発達相談

○3歳児健診（集団健診）

体格測定、育児相談、小児科医診察、栄養相談、歯科健診、歯科相談、発達相談

尿検査、視力検査、視覚屈折検査、視聴覚アンケート

○健康診査の結果、医療受診の必要や継続的な支援が必要となった乳幼児に対しては、受診勧奨や保健師等の事後支援を行います。

取組の方向

恵庭市医師会及び恵庭市歯科医師会、大学病院等の医療機関の協力により、小児科医師や歯科医師を確保し、健診体制の充実を図ります。また、健診未受診者に対して、受診を勧奨し、状況の把握が難しい家庭については、関係機関と連携し、養育環境の把握に努めます。

12 新生児聴覚検査

事業の内容

聴覚障がいを早期に発見し、早期に療育を始め、音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができるよう、出産後3日以内に実施する聴覚検査の初回検査の費用を全額助成します。

取組の方向

出産後3日以内に出産医療機関で実施する検査費用の助成を継続して実施します。

乳児家庭全戸訪問時に、検査の受診状況と結果を把握し、治療や経過観察が必要な乳児が遅滞なく医療や福祉につながるよう支援を行います。

13 先天性股関節脱臼検診

事業の内容

先天性の股関節脱臼を早期に発見し、治療につなげるため、3～4 か月の乳児を対象に市内の整形外科医療機関に委託し実施します。

取組の方向

乳幼児家庭全戸訪問や3～4 か月児健診等で周知を行うなど、受診勧奨に努めます。

14 予防接種事業

事業の内容

予防接種法に基づく定期予防接種(A類疾病)を恵庭市医師会へ委託し、個別接種により実施します。

定められた接種時期に適切に接種できるよう、対象者への周知を図り、乳幼児の出生1か月後、12か月後に保護者へ接種勧奨を実施します。

市ホームページや市広報等により、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項についての周知を行います。

取組の方向

新たに追加される予防接種やワクチン等の情報を適切かつ速やかに情報提供し、恵庭市医師会の協

力のもと市内医療機関における接種機会を安定的に確保します。

また、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などの機会に予防接種に関する相談に応じるとともに、未接種者に対しては個々の状況を把握し接種勧奨を行います。

15 5歳児相談

事業の内容

言語発達や社会性が高まり、発達障害などの発達上の課題が認知される幼児期の成長や発達を確認し、心身の健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減や就学に向けた準備等に対応するため、満5歳の幼児（年中児）を対象とした相談を実施します。

○相談内容：身体測定 視力検査 育児相談 発達相談 小学校就学に関する情報提供および教育相談

取組の方向

こどもの発達に不安を持つ保護者が安心して子育てができ、こどもの就学が円滑に移行できるよう、利用者ニーズや利用実態を把握し、相談体制の充実を図ります。また、5歳児健診の実施について、医師の確保等の課題を関係部署等と検討していきます。

16 子育て講話(出前講座)

事業の内容

こどもの健やかな成長や健康づくり等について、こどもの成長・発達に応じたこどもの健康や食生活、育児、思春期保健などをテーマに、保護者や地域、保育、教育等の関係者などに対し、出前講座やセミナーなど開催し、情報提供などを行います。

取組の方向

子育て応援フェスなどのイベントの機会を利用し、子育て家庭やこども・子育てに関わる関係者に対して、こどもの健康づくり等についての普及啓発を図ります。

17 妊産婦・乳幼児の栄養指導

事業の内容

妊娠期や乳幼児期における健全な食習慣・食生活の実践のため、食に関する知識や情報の提供、妊産婦や保護者の不安や悩みの相談などに応じます。

○妊婦教室、育児教室、子育て講座などでの食生活や離乳食に関する講話、乳幼児健康診査、育児相談での栄養相談

取組の方向

第4次恵庭市食育推進計画及び第3次恵庭市健康づくり計画に基づき、関係機関と連携し、実施内容の充実を図ります。

18 妊産婦歯科保健事業 ※拡充

事業の内容

妊娠期は妊婦の歯の健康に加え生まれてくる子の健康にも関わる大切な時期です。妊娠中から自分の口の中や生まれてくる子の歯の健康に意識を持てるよう、妊産婦歯周疾患検診、妊婦教室での健康教育を実施します。

取組の方向

第3次恵庭市健康づくり計画に基づき、妊娠期から生涯にわたる歯科保健の普及啓発に取組み、また、産婦に対して、歯周疾患検診を拡充します。

19 乳幼児歯科保健事業

事業の内容

う歯の低年齢化・多発化を防止するため、1歳6か月児・3歳児健康診査での歯科健診、歯科相談、乳歯萌出後からの歯科健診、フッ素塗布事業を行います。

また、乳歯萌出前から保護者がう歯予防について関心を高め、適切な生活習慣を形成するため乳幼児育児相談や保育園等への出前講座等で普及啓発に取り組みます。

取組の方向

より早期からのう歯予防について、保護者や関係者の関心が高まるよう、恵庭市歯科医師会や保育施設等と連携し、歯科保健事業を推進します。

20 フッ化物洗口の実施

事業の内容

市内の全小学校及び実施を希望する保育園・認定こども園において、フッ化物洗口を実施しています。

歯の生え変わる幼少期に継続的に実施することで、う歯の予防に効果があり、洗口終了後も効果が持続することが期待されます。

取組の方向

う歯を予防し、永久歯に生え変わる幼児・小学生の時期に歯の質を強くするため、フッ化物洗口を推進します。

保育園・認定こども園については、取組の有効性等を啓発し実施園の拡大を目指します。

21 親の健康診査・がん検診事業 ※拡充

事業の内容

子育て中の保護者の心身の健康づくりは、こども成長・発達のためにも重要であり、保護者に対し、健康診査やがん検診の内容などに関する情報提供や受診勧奨を行います。

取組の方向

子育て中の保護者が受診しやすいよう、複数の健診を一度に受診できる健診日の設定など健診体制を充実させ、受診者の利便性向上に努めます。



施策目標(2)子育て家庭への支援の充実

子育て家庭のライフスタイルの変化や多様化したニーズに対応し、地域において、こどもや子育て家庭が安心して生活することができるよう、子育て情報の積極的な発信や交流できる場の提供、相談機関の設置等に取り組み、地域全体で子育てを支援していくことを推進します。

1 子育て情報発信事業

事業の内容

妊娠、出産、こどもの健康、保育や就学、こどもの預け先やサポート事業等、子育てに関わる情報を集約し、発信します。

- 子育て支援サイト「えにわっこなび」の運用
- メールマガジン、LINE による「えにわっこなび通信」の配信
- 子育てガイドブック「えにわっこ」の作成

取組の方向

子育てに関わる様々な情報の集約や更新を定期的に行い、子育てに必要な情報を SNS 等を活用しながら効果的に発信します。

2 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)

事業の内容

妊婦や0歳から就学前の親子を対象に、子育てについての相談・情報提供の実施や、子育て家庭同士の交流の機会を提供し、子育てを支援するため市内6か所で実施しています。

取組の方向

子育て家庭や妊娠中の人々が気軽に集い、親子の遊びや交流、情報交換を通じ、子育ての負担感や不安の軽減を図るため、専任の保育士等を配置し、子育てひろばや様々なイベントなどを実施し、事業の充実を図ります。

3 地域子育て相談機関の設置 ※新規

事業の内容

妊産婦や子育て家庭等からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言や支援を行う相談機関を地域の身近な子育て支援施設や場所を活用し整備します。

取組の方向

地域子育て支援拠点(子育て支援センター)等の相談体制を活用し、第3期計画期間内に中学校区ごとの整備に向けて検討します。

4 ファミリー・サポート・センター事業 ※拡充

事業の内容

保育園や習い事などの送迎や保護者の通院・仕事・リフレッシュ、病気及び病気回復期のこどもの預かりなど、子育てのサポートを受けたい人（依頼会員）とサポートができる人（協力会員）が会員となり、子育てを支えあう事業です。

取組の方向

サポート体制を強化するために、協力会員の増加に向けた取組を推進します。また、利用者が必要ときに利用しやすい制度とするため、利用負担の軽減を図ります。

5 一時的保育事業

事業の内容

保護者の就労や出産、介護、急な病気、子育ての負担感増大などの理由により、一時的に家庭でこどもの保育ができない時に、市内保育園・認定こども園でこどもを預かります。市内4か所の園で実施しています。

取組の方向

利用状況等を踏まえながら、保育園や認定こども園での実施施設の拡大など、利用者ニーズに応じた支援内容の充実を図ります。

6 子育て支援短期利用事業 ※拡充

事業の内容

保護者が病気や出産、介護、育児の疲れや不安などの理由によって、一時的にこどもの養育ができない時に、児童養護施設や里親で一定期間（原則7日以内）こどもを宿泊させて預かります。

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、事業内容の充実や対象年齢の拡大を図ります。

7 子育て支援夜間養護等事業

事業の内容

保護者が仕事などの理由によって夕方以降にこどもの養育ができない時に、こどもを児童養護施設で一定時間預かります。

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、支援内容の充実を図ります。

8 子育て世帯訪問支援事業

事業の内容

病気や障がいなどにより、家事や育児等に対して不安や負担を抱える保護者や妊産婦、ヤングケアラー等がいる子育て家庭に対し、訪問支援員を派遣し、住居の掃除や買い物、調理などの家事や子どもの保育園等の送迎や保育などの育児支援を行います。

訪問支援員の研修を実施し、人材の確保と資質の向上に努めます。

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、事業内容の充実を図ります。

9 養育支援訪問事業

事業の内容

乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業や医療機関、子育て支援機関等と連携し、若年妊娠や育児不安・負担感、食事など生活状況の不安定な環境などの養育を支援することが必要なこどもや保護者、妊婦に対して、保健師等が家庭訪問を行い、養育に関する相談や助言の支援を行います。

取組の方向

事業の実施状況や対象者のニーズや実態を把握し、子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業や子育て支援機関との連携を図り、支援の充実を図ります。

10 支援対象児童等見守り強化事業

事業の内容

こどもや子育て家庭が孤立しないよう、市内で子育て支援を行う団体が家庭への訪問等により、支援を必要とするこどもや家族の状況を把握し、必要に応じて食事の提供や学習支援等の支援を行います。また、状況に応じて、適切な相談支援機関の紹介や支援につなぎます。

取組の方向

こどもや子育て家庭の孤立を防止し、支援を必要とするこどもや子育て家庭に気づき、見守り、支える体制の充実を図ります。

11 親子関係形成支援事業 ※新規

事業の内容

こどもとの関わりや子育てに不安や悩みを抱える保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニングを行います。

【取組の方向】

こどもとの関わりや子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭等のニーズや実態を把握し、事業の実施体制や内容などを検討します。

12 外国籍家庭への支援 ※拡充

事業の内容

国際化の進展や、企業での外国人材の受け入れがさらに進み、家族を帯同した外国籍家庭の増加が見込まれる中、市としては、多言語通訳システムや市ホームページのやさしい日本語変換ツールの導入など言語面の支援のほか、地域日本語教室である日本語ひろば「えにわ」の開催などとした地域との交流など、多文化共生のまちづくりを推進しています。

市内の保育園・認定こども園等の円滑な利用について、保護者や受入施設に対して、必要な情報提供や支援を行います。

外国籍の妊産婦のうち、希望者には外国語版の母子健康手帳の交付や乳幼児健診等の案内や問診表など、やさしい日本語による通知を行います。

取組の方向

異なる文化や背景を持った人たちが、地域の一員として安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進します

市内の保育園・認定こども園等での外国籍の乳幼児の受入の状況や課題の把握を行い、各園との情報共有を進めます。また、引き続き、受け入れに必要な配慮に関して、関係機関と連携し、情報提供や相談に応じます。

13 地域交流保育事業

事業の内容

こども同士のふれ合いや遊びを体験する機会の提供、保護者等の子育ての不安や悩みの軽減を図るため、保育園や認定こども園を地域の子育て中の親子に開放し、各園が特色ある内容で園児や保育士等との交流保育事業を実施しています。

取組の方向

子育て家庭に対し、事業の周知を行い、利用の促進につなげるとともに、各園の取組を保育園等で共有し、内容の充実を図ります。

14 食育活動の推進

事業の内容

「食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現」をめざし、市民が様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、関係機関・団体がそれぞれの役割や特性を生かしたパートナーシップのもとで食育を展開します。

食育への関心を高め、家庭で実践できる食育の知識・情報を提供する食育講座、食育講演会、食育推進展示を開催します。

保育園等では、旬の地元農作物を利用した給食の提供や園内菜園にて野菜栽培・収穫を行い、それらを使用しクッキング活動を行います。また、給食のレシピを市ホームページにて公開し、給食の献立情報を提供します。

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する栄養教諭を小・中学校に配置し、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に取り組みます。

食べることの意味や地産地消の意義、食が健康に及ぼす影響といった知識に加え、実際に調理をすることなど食への理解が求められていることから、学校給食での食に関する指導の拡大に取り組みます。

取組の方向

第4次恵庭市食育推進計画に基づき関係機関が連携し、食育を推進します。

15 小児救急医療の情報提供

事業の内容

こどもの体調不良や病気、事故への対応に関して、保護者の不安を軽減し、適切な受診行動や家庭での対応ができるよう、小児救急医療や相談窓口、ホームケア、こどもの事故防止等に関する内容を乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業や市ホームページなどの機会を捉え、情報提供や助言等を行います。

取組の方向

母子保健事業や子育て支援事業などの様々な機会を通じ、情報が届くよう取り組みます。

施策目標(3)子育てや教育に関する経済的支援

子育て家庭の安定した生活基盤の維持とこどもの健やかや成長に資するため、経済的な負担を軽減する各種助成制度や給付等に取り組みます。

1 妊婦のための支援給付金の支給 ※新規

事業の内容

妊娠届出をした妊婦に対し、「妊婦支援給付金」を、妊婦と妊娠したこどもの人数に対して支給します。

取組の方向

「妊婦等包括相談支援事業」と組み合わせて実施し、妊産婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援の充実を図ります。

2 児童手当の支給

事業の内容

1 8歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭等に対し、家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。

取組の方向

児童手当法に基づき、対象者に適切に児童手当を支給します。

3 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

事業の内容

紙おむつ廃棄にかかる子育て家庭の負担軽減を図るため、0歳～3歳未満の乳幼児がいる世帯に対して恵庭市指定ごみ袋を月数に応じて年間最大120枚支給します。

取組の方向

紙おむつ廃棄にかかる子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、紙おむつ用ごみ袋の無償配布を実施します。

4 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付 ※拡充

事業の内容

子ども医療費助成や養育医療費助成により、子育て世帯の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

取組の方向

○子ども医療費助成

中学生までの入院・外来、高校生の入院に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。

※中学生の外来、高校生の入院については令和7（2025）年4月より助成拡大

○養育医療費の給付

母子保健法等に基づき、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し医療費の自己負担分の一部を助成します。

5 妊産婦健康診査通院支援事業

事業の内容

市外の医療機関及び助産所において妊産婦健康診査を受診した妊産婦に対し、妊婦健康診査14回分、産婦健康診査2回分、出産時1回分の通院及び出産に要する交通費の一部を助成します。

取組の方向

妊産婦の申請に基づき、妊産婦健康診査の受診状況を確認後に助成します。乳児家庭全戸訪問や3～4か月児健診の際に周知します。

6 入院助産制度

事業の内容

経済的理由により、入院助産を受けることが困難な妊産婦を対象に、指定された助産施設での出産に要する費用を助成する制度です。

取組の方向

助産施設や関係部署との連携を図り、制度の周知に努めます。

7 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成

事業の内容

様々な事情により市外の児童福祉施設に入所しているこどもに、保護者が面会した際の交通費を助成します。

取組の方向

対象となる保護者へ事業内容の説明や周知を行い、こどもへの面会にかかる費用負担の軽減を図ります。

施策目標(4)乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、生きる力の基礎と生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、多様化する教育・保育ニーズを踏まえ、教育・保育施設等の定員や保育士等の確保、質の向上等に取り組み、安心安全な教育・保育環境を整備します。

1 教育・保育施設及び地域型保育事業所の定員の確保 ※拡充

事業の内容

共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇により、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっており、育児休暇を取得しながらも、キャリアの中断をせずに就労を継続する母親が増加しています。特に1・2歳児の定員確保や多様な保育ニーズの高まりを受け、計画的な環境整備事業を実施します。

取組の方向

既存施設の定員適正化、低年齢児の保育ニーズに応じた弾力的な定員の運用などを進めるほか、施設整備も含め、教育・保育施設及び地域型保育事業所の定員の確保に努めます。また、多様な保育ニーズへの対応のため、民間園に対して、国の施設整備に関する補助事業を活用した支援も検討します。

2 保育の質の向上

事業の内容

市内の保育園・認定こども園が、こどもや保護者にとって、健康で安全に生活できる場となるよう保育士等の資質や保育の専門性を高める取組を実施します。

- 恵庭市私立保育連合会との協働による外部講師等の研修会の開催。
- 恵庭市独自による保育士等研修会の実施。
- 定期的に開催する市内教育・保育施設の全園会議において、情報共有や協議を実施。

取組の方向

全園会議での教育・保育提供体制に関する情報共有や協議を行うとともに、研修会の開催など保育の質の向上に努めます。

3 保育士等確保対策

事業の内容

円滑な保育運営のために必要な保育士等を確保することを目的に、「保育士就労支援事業」「保育士宿舎帰り上げ事業」「保育体制強化事業」の補助制度を実施するとともに、「保育士等人材バンク」「保育士職場体験会」を実施し保育士等の確保に努めます。

取組の方向

国の補助事業を活用した取組を進めるほか、今後は、保育士等の定着に向けた取組についても検討します。

潜在保育士の活用を促すため、職場体験等の事業周知を強化し、保育士人材確保の取組を進めます。

4 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) ※新規

事業の内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での子育て支援を強化するために、月に一定時間の利用枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に対応できる制度です。

本事業は、0歳6か月から満3歳未満で保育園・認定こども園に通っていないこどもを対象に、保育園等でこどもの発達状況に応じた遊びや生活の場を提供するとともに、保護者にとっては保育者等との関わりを通して子育てに対する喜びや自信につなげるなど、地域全体で子どもの育ちと子育てを支える事業です。

取組の方向

国の法令等に基づき令和7(2025)年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8(2026)年度からは、新たな給付事業として実施します。

対象家庭の利用ニーズや実態を把握し、既存の保育園等の施設を活用しながら、事業推進に努めます。

5 延長保育事業

事業の内容

残業や勤務形態の多様化などで通常保育時間を超えて預かりを希望する保育ニーズに対応するため、保育園や認定こども園等において、保育時間(8時間又は11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

取組の方向

保育ニーズをふまえ、各園にて延長保育事業を実施します。

6 休日保育事業

事業の内容

就労形態の多様化により、日曜日や祝日に勤務する保護者の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を認定こども園1か所で実施します。

取組の方向

保育ニーズを踏まえ、休日保育事業を実施します。

7 幼稚園型一時預かり事業(1号認定の預かり保育事業)

事業の内容

認定こども園（1号認定）を利用している保護者が、就労等で通常の教育時間を超えてこどもの保育が必要な場合、在園する認定こども園でこどもの預かり保育を実施します。

取組の方向

事業を実施している認定こども園に対し、事業費の補助を行うとともに、預かり保育の質の確保を図るために必要な助言・指導を行います。

8 病児・病後児保育事業 ※拡充

事業の内容

こどもの病気やけがにより市内保育園・認定こども園を利用できない場合、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、預かり支援を行います。また、ファミリー・サポート・センター事業で行っている病児・病後児預かりでは、利用負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成します。

取組の方向

ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児預かり事業を継続するとともに、教育・保育施設での病児・病後児保育事業の実施について検討します。

9 幼・保・小連携推進事業

事業の内容

こどもの学びや成長が幼児期から学童期に円滑に接続していくために、教育・保育施設において、小学校見学や行事の参加等を通じ、小学校入学に向けた連携事業に取り組みます。

取組の方向

教育・保育施設と小学校が継続的に連携を図り、こどもの成長や発達に関する情報交換や職員の交流を実施するなど、円滑な就学の移行につなげる取組を進めます。

10 幼児教育・保育施設等の保護者の負担軽減

事業の内容

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、教育・保育施設及び地域型保育事業所を利用する3歳から5歳の全ての世帯及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料が無償になりました。

また、多子世帯軽減として、年収およそ640万円未満の0歳から2歳児については、最年長から数えて第2子以降のこどもの保育料を無償としています。

取組の方向

事業を継続し保護者の負担軽減に努めます。

11 幼保連携型認定こども園への移行

事業の内容

市内の幼稚園全てが認定こども園に移行しました。今後は、幼保連携型認定こども園への移行や地域型保育事業の認可を希望する事業者に対して、適切な情報提供及び助言・指導を行い、円滑な移行や認可に向けての支援を行います。

取組の方向

乳幼児期の教育・保育環境の整備、低年齢化保育など多様化する保育ニーズへの対応のため、幼保連携型認定こども園への移行及び地域型保育事業所の認可を希望する事業者に対して、適切な情報提供及び助言、指導を行い、円滑な認可に向けての支援を行います。

3 基本目標3

こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり

新規◎ 拡充○

施策目標	具体的施策		新規 拡充	掲載 頁	所管課
1)地域でこどもや 子育て家庭を 支える環境づく り	1	えにわ子育て応援事業		75	子ども政策課
	2	赤ちゃんほっとステーションの普及 啓発		75	子ども政策課
	3	民生委員・児童委員などによる地域 活動		76	福祉課
	4	マタニティマークの普及啓発		76	えにわっこ応援センター
	5	男女共同参画社会の普及啓発		76	総務課
	6	地域学校協働活動の推進		77	社会教育課
	7	家庭教育支援事業		77	社会教育課
2) 安全で生活し やすい環境づく り	1	子育てバリアフリーの推進		78	まちづくり推進課
	2	公園施設長寿命化計画の推進		78	公園緑地課
	3	街区公園再整備計画の推進		78	公園緑地課
	4	交通安全教育の推進		78	生活環境課
	5	こどもを犯罪などの被害から守る活 動の推進		79	教育支援課
	6	幼年・少年火防クラブの育成指導		79	予防課



施策目標(1)地域でこどもや子育て家庭を支える環境づくり

地域全体で子育てを行うことに対する気運を高め、子育て家庭が孤立することのないように、家庭と地域が連携して子育てを行うことができる環境づくりを推進します。また、子育て支援活動に関わる個人や団体の育成や啓発に取り組みます。

1 えにわ子育て応援事業

事業の内容

恵庭でこどもを生み育てたい市民を応援するため、公的な取組だけでなく、市民や市内企業等との連携を図り、地域全体で子育てを応援するための取組を支援します。

○えにわ子育て応援隊

恵庭で次代を担うこどもたちの健やかな成長を見守り、地域全体で支えあうことを目的に市内の様々な機関・団体で構成される組織。「えにわ子育て応援フェス」などのイベント等の開催を通して、子育て家庭を応援します。

※えにわ子育て応援隊の会員

一般会員・えにわっこサポート協賛会員・えにわっこ応援タクシー会員・子育て企業表彰会員

○えにわっこサポート事業

18歳未満のこどもがいる家庭や妊娠中の方がいる家庭の方が、市内の協賛店舗を利用した際に「えにわっこサポートカード」を提示すると、各店舗独自のサービスが受けられます。

○えにわっこ応援タクシー事業

市内タクシー事業者と市が協働し、子育て世帯への安全・安心な交通サービスを提供し、子育て家庭のタクシー利用をサポートします。

○子育て応援企業表彰

従業員や地域の若者の結婚支援、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりや地域において子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を市が認証します。

取組の方向

「えにわ子育て応援フェス」などのイベントの開催による事業内容の周知をはじめ、サポートカードの利用促進に向けたホームページなどの活用や新規協賛店の拡充への取組などを通して、「えにわ子育て応援隊」をより多くの方に知っていただけるよう周知啓発を図るほか、地域全体で子育て世帯を応援し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

2 赤ちゃんほっとステーションの普及啓発

事業の内容

子育て中の親子が安心して外出できる環境づくりを進めるため、無料でおむつ替えと授乳の両方ができる場所を設置する施設を「赤ちゃんほっとステーション」として、北海道に登録し周知します。

取組の方向

市内の公共施設や店舗に対し、赤ちゃんほっとステーションの登録について周知・勧奨し、市内の施設における赤ちゃんほっとステーション設置の充実を図ります。

3 民生委員・児童委員などによる地域活動

事業の内容

民生委員・児童委員は、おとなにとっては子育てしやすく、こどもたちにとっては安心して成長できる地域を目指し、地域で暮らす人の困りごとや心配ごとを聞き、助けてくれる人や場所を紹介するなどの活動を行います。

取組の方向

登下校時の見守りやあいさつ運動を行うとともに、フリーペーパー「みんせい」を全小学校に配布するなどにより、地域に民生委員・児童委員の活動を周知します。

4 マタニティマークの普及啓発

事業の内容

外見上妊娠していると判断しにくい妊娠初期から妊産婦が「マタニティマーク」を活用することで、安心して外出することができるよう、母子健康手帳交付時に「マタニティマークストラップ」を配布します。また、市民にマタニティマークの認知度を高めるため、普及啓発ポスターを市内 JR 各駅、エコバス、高等教育機関等に掲示します。

取組の方向

「マタニティマーク」の配布や普及啓発を行い、周囲が妊婦に対する配慮などができるやさしい環境づくりを推進します。

5 男女共同参画社会の普及啓発

事業の内容

性の多様化を勘案しながら、男女共同参画フォーラムを開催します。

男女共同参画に関する情報紙「さくらんぼ」を発行し、市ホームページへの掲載、地域 FM 放送、facebook を活用した情報発信やパネル展示による普及啓発を行います。また、女性のための相談窓口のパンフレットを配布し、周知を行います。

取組の方向

性別による役割分担の意識を解消し、男性も女性も仕事との両立を図りながら子育てができる男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

6 地域学校協働活動の推進

事業の内容

地域学校協働活動は、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことであり、この推進により、未来を担うこどもたちを支えるための自立した地域社会の基盤の構築・活性化につながります。恵庭市では、市内全小・中学校に設置した学校運営協議会を軸に、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、地域学校協働活動推進員の配置を進めるなど、積極的な支援を行います。

取組の方向

地域学校協働活動推進員の配置のほか、各学校における授業支援や体験事業など各種地域学校協働活動の実施にあたり、助成金交付などの支援及び積極的な相談対応や情報交換・学習の場づくりに取り組みます。

7 家庭教育支援事業

事業の内容

全ての保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供、家庭教育支援者の養成講座等を実施します。

取組の方向

家庭教育支援者の養成講座等学習機会の提供のほか、支援者同士のネットワークづくりをサポートすることにより、安心して子育てできる地域づくりに取り組みます。

施策目標(2)安全で生活しやすい環境づくり

こどもや子ども連れでも安心して自由に行動ができるよう、子育てバリアフリーの推進や、安心して遊べる公園の整備に取り組みます。また、交通事故や犯罪、不慮の事故等に巻き込まれることを未然に防止し、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

1 子育てバリアフリーの推進

事業の内容

恵庭市バリアフリー基本構想に基づき定められた「特定事業計画」の進捗管理を行い、妊産婦や乳幼児連れでも利用しやすい生活環境の一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。

取組の方向

恵庭・恵み野・島松駅周辺の重点整備地区の特定事業の実施に向け、各事業者相互の連携を図る協議会を開催し、バリアフリー化を推進します。

2 公園施設長寿命化計画の推進

事業の内容

こどもたちに安全・安心な遊び環境を継続的に提供するため、恵庭市公園施設長寿命化計画に基づく修繕および更新を推進します。

取組の方向

公園がこどもにとって安全・安心な遊び環境となるよう、定期的な遊具の点検と計画的な遊具等の修繕や更新を行います。

3 街区公園再整備計画の推進

事業の内容

こどもたちに安全・安心な遊び環境を継続的に提供するため、街区公園再整備計画に基づく街区公園のリニューアルを推進します。

取組の方向

地域のニーズや意見を把握し、計画的に公園の再整備を実施します。

4 交通安全教育の推進

事業の内容

市内の小学校や保育園・認定こども園においてそれぞれの年齢に応じた交通ルールやマナーを学ぶために歩行練習や自転車実地練習・事故実験・講話等の事業を行います。

取組の方向

質の高い交通安全教育のため、交通安全関係団体と連携し、交通安全教室を市内小学校や保育園・認定こども園で実施していきます。

5 こどもを犯罪などの被害から守る活動の推進

事業の内容

登下校時や放課後などにおいて、不審者による声掛け事案やネットトラブルの増加など、憂慮すべき状況となっていることから、児童・生徒が自ら危険を予測し、回避する能力の育成に努めます。

- 小学生へ計画的に防犯ブザーを配付します。
- 通学路上の危険箇所の点検を年1回程度行い、周知を図ります。
- 児童・生徒が不審者等の危険に遭遇した際のセーフティーハウスの設置及び周知を行います。
- 不審者の目撃情報は、速やかに関係機関と連携し、共有を行います。
- 少年補導員会と連携し、市内各地域の巡回指導を実施します。
- 児童・生徒を取り巻く様々な暴力から自身を守る力を身に付けるためのCAP教育プログラムを実施します。

取組の方向

児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう指導を行い、安全で暮らしやすいまちづくりを目指すため、家庭・地域・学校・関係団体との連携を図り、様々な危険からこどもを守る活動を推進します。

6 幼年・少年火防クラブの育成指導

事業の内容

幼・少年期における、クラブ員の年齢層に応じた防火・防災指導とクラブが行う火災予防の普及啓発活動を支援し、将来にわたり地域防災の担い手となるこどもたちを育成します。

また、防災を通じて地域と関わりながら、仲間との交流経験をもち、事業への参加向上を図っていきます。

取組の方向

防火教室を開催し、防火・防災知識を深め、柔軟な想像力と対応力が身につくように、幼少期から指導を行います。

幼年・少年火防クラブが実施する防火広報の活動や防火写生会の開催を支援します。

4 基本目標4

貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援

新規◎ 拡充○

施策目標	具体的施策		新規 拡充	掲載 頁	所管課
1)こどもの貧困解消の取組の推進	1	相談支援体制の整備		81	えにわっこ応援センター
	2	教育支援の取組		81	教育総務課
	3	生活支援の取組		82	えにわっこ応援センター
	4	就労支援の取組		82	えにわっこ応援センター 福祉課
	5	経済的支援の取組		82	えにわっこ応援センター 福祉課 国保医療課
2)障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもと医療的ケア児への支援	1	市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業		84	子ども発達支援センター
	2	障がい児通所支援・障がい児相談支援		84	えにわっこ応援センター 子ども発達支援センター
	3	障がい福祉サービス・地域生活支援事業		85	えにわっこ応援センター
	4	保育園・認定こども園での特別な支援を要する児童の受入れ		85	幼児保育課
	5	学童クラブでの特別な支援を要する児童の受入れ		85	子ども政策課
	6	小・中学校における特別支援教育		86	教育支援課
	7	医療的ケア児支援体制の整備		86	えにわっこ応援センター 教育支援課
	8	教育施設等巡回看護師派遣事業		86	えにわっこ応援センター
	9	医療的ケア児レスパイト事業	◎	87	えにわっこ応援センター
	10	重度心身障害者医療費助成事業	○	87	国保医療課
3)ひとり親家庭への自立支援の推進	1	母子・父子自立支援員による相談支援		88	えにわっこ応援センター
	2	ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業		88	えにわっこ応援センター
	3	ひとり親家庭自立支援給付金事業		88	えにわっこ応援センター
	4	児童扶養手当の支給		89	えにわっこ応援センター
	5	遺児手当の支給		89	えにわっこ応援センター
	6	ひとり親家庭等医療費助成事業		89	国保医療課

施策目標(1)こどもの貧困解消の取組の推進

貧困等により、こどもが適切な養育や教育等が受けられない、多様な体験の機会が得られないなど、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、家庭、地域、社会が一体となって、こどもの成長を支えていくために必要な施策の充実と環境づくりを推進します。

1 相談支援体制の整備

事業の内容

支援が届いていない、または届きにくいこどもや家庭が地域から孤立することがないように、貧困等の状況に早期に気づき、支援につなげていくため、相談支援窓口を設置し、福祉、教育、就労等の関係する機関等が共通認識の下で連携し、情報提供や相談に応じる相談支援体制の整備・充実に取り組みます。

- えにわっこ応援センターでのこども・家庭相談及びひとり親家庭相談
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへの相談
- 生活支援相談窓口(生活困窮者自立支援事業)
- ヤングケアラーへの支援相談
- こどもの居場所を通じた相談支援
- 相談支援窓口の周知(相談カード等の配布やホームページ等の活用)
- 相談担当職員の人材や質の確保・向上

取組の方向

教育、生活の安定、経済的支援、こどもや保護者の就労等の相談支援に、関係機関や関係部署が連携を図り、こどもの視点に立ち、きめ細やかな対応に取り組めるよう、人材の確保や質の確保・向上に努め、相談支援体制の充実を図ります。

2 教育支援の取組

事業の内容

義務教育である小・中学校の就学及び高等学校等への進学や大学修学において経済的支援が必要な世帯に対し、各種費用の助成により教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

- 経済的な理由により小中学校の就学に課題のある家庭に、就学援助費を支給します。
- 経済的な理由により高等学校等への入学に要する費用の準備が困難な家庭に、入学準備金を支給します。
- 向学心があり、学業成績が優秀だが、経済的な理由により大学修学が困難な学生に、奨学金を支給します。

取組の方向

学ぶ意欲と能力のあるこどもの能力・可能性を最大限伸ばし、家庭の状況に左右されない教育の機会を確保するための経済的な支援を推進します。

3 生活支援の取組

事業の内容

貧困等の状況にあるこどもや家庭の生活の安定と自立に向けた支援事業や、こどもの居場所づくりの充実に取り組みます。

- 生活困窮者自立支援事業
- ひとり親家庭生活支援員派遣事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 子どもの生活・学習支援事業
- 中学生への学習支援事業
- 児童育成支援拠点事業

取組の方向

貧困等の状況にあるこどもや家庭への、妊娠・出産、子育て、生活困窮などについて、関係機関と連携した切れ目のない相談支援や、こどもが地域のおとなや支援機関等とつながりをもつことができる居場所づくりの充実に図ります。

4 就労支援の取組

事業の内容

経済的な自立と生活の安定のため、保護者の就業機会の拡大と就業支援に努め、ひとり親家庭や生活困窮者に対する支援を実施します。

- 生活困窮者自立支援事業
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 就労支援員による相談支援
- ジョブガイド恵庭での労働相談
- 女性デジタル人材育成事業

取組の方向

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、所得の増大を図ることと、仕事と生活の両立に資する支援を構築することが必要となってくることから、就職や転職等について、関係機関との連携のもと、就業に関する相談など就労支援を推進します。

5 経済的支援の取組

事業の内容

こどもや子育て家庭の生活の安定のため、生活基盤を維持していけるよう必要な経済的支援を実施します。

- 児童扶養手当・遺児手当の支給
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 幼児教育・保育施設等の保育料の軽減
- 生活保護制度
- 低所得妊婦初回産科受診料支援事業
- 入院助産制度

取組の方向

経済的支援と様々な支援を組み合わせ、貧困等の状況にあるこどもや家庭の生活の安定が図られるよう、相談支援機関との連携を強化します。

施策目標(2)障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもと医療的ケア児への支援

障がいや発達に心配のあるこどもやその家庭が、身近な地域で安心して生活していくことができるよう、関係機関と連携し、専門的かつ総合的な障がい児支援の充実に努めます。

1 市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業

事業の内容

子ども発達支援センターは、平成31年2月に北海道より「市町村中核子ども発達支援センター」に認定され、障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもとその家族に対し、発達や子育てに関する相談に応じるとともに、障がい児通所支援事業と障がい児相談支援事業を実施します。

また、地域支援事業として保育園や認定こども園、障がい児通所支援事業所等の関係機関と連携するとともに、障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもとその家族に対して必要な支援が行われる地域づくりに取り組みます。

- 障がい児通所支援事業(児童発達支援、保育園等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)
- 障がい児相談支援(障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助)
- 地域支援事業(発達支援推進協議会、巡回発達相談、小児神経医による子ども発達相談など)

取組の方向

障がい児通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所として、こどもや保護者へ直接支援を行うとともに、保育園・認定こども園、小・中学校、障がい児通所支援事業所等関係機関との連携や支援を行う地域支援事業を推進し、「市町村中核子ども発達支援センター」の体制の充実に図ります。

2 障がい児通所支援・障がい児相談支援

事業の内容

市内障がい児通所支援事業所及び相談支援事業所との連携を図り、利用者のニーズ等を適切に把握し、必要なサービスが提供できるよう、「障がい者総合相談支援センター」や「市町村中核子ども発達支援センター」と連携し、障がい者自立支援協議会や発達支援推進協議会などの機会を活用し、質の確保・向上に取り組みます。

- 障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等ディサービス、保育園等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)

通所施設において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。

- 障がい児相談支援

障害児通所支援を利用する際には、障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後は、一定期間ごとのモニタリングを行い、必要時利用計画の見直し等の支援を行います。

- 障がい児通所支援等の質の確保

取組の方向

えにわ障がい福祉プランに基づき、推進していきます。

3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

事業の内容

障がいのあるこどもや家族が安心して生活を送ることができるよう、居宅介護(ホームヘルパー)や行動援護、短期入所(ショートステイ)など障害福祉サービスや、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスなどの地域生活支援事業等のサービスを提供します。

取組の方向

えにわ障がい福祉プランに基づき、障害福祉サービス・地域生活支援事業の体制を確保します。

4 保育園・認定こども園での特別な支援を要する児童の受入れ

事業の内容

障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもに関する市内の保育園・認定こども園の利用相談において、保護者に寄り添った対応を行うほか、保育園・認定こども園に加配保育士の人件費等について補助を実施することで、受入れ体制を整備します。

○幼稚園等特別支援教育補助:認定こども園に入園する3～5歳児(1号認定)

○民間保育施設運営費補助:保育園・認定こども園に入園する2～5歳児(3・2号認定)

また、恵庭市の保育園入所独自要件として、保護者の就労の有無にかかわらず、4歳以上の障がい等のこどもの保育園等での受け入れを行います。

さらに、保育士等を対象とした特別な支援が必要なこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等や保育園等訪問支援を実施し、受入れ体制の強化を図ります。

取組の方向

特別な支援を要する児童の幼児教育・保育の受け入れのための取組を進めます。

5 学童クラブでの特別な支援を要する児童の受入れ

事業の内容

特別支援学級に在籍する児童や、障がい・発達状況などにより特別な支援を要する児童の受入れに努めます。

取組の方向

個々の特性や発達状況に合わせた安全運営を目指し、研修を実施するなど、受入体制を整備します。

6 小・中学校における特別支援教育

事業の内容

恵庭市学校教育委基本方針に基づき、全ての市内小・中学校に特別支援学級の設置を継続し、特別支援教育支援員の確保を継続するとともに、教材器具等の教育環境の整備に努めます。

学習障害・注意欠陥多動性障害など発達障がいのある子どもや言語障がいのある子どもへの教育的支援のため、子どもの実態や保護者のニーズを的確に把握し、通級指導教室の設置促進やことばの訪問指導等を継続します。

教育支援委員会、教育支援連携推進委員会、特別支援教育コーディネーターが連携を図り、児童・生徒の特性や困難に応じた学びの場を提供します。

取組の方向

市内小・中学校に在籍する児童・生徒の教育的ニーズを把握し、本人や保護者の意向を最大限に尊重した学びの場の提供や、社会的自立のため、適切な学習や指導等の支援体制を構築します。

7 医療的ケア児支援体制の整備

事業の内容

人工呼吸器や胃ろう、導尿等の医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）やその家族が安心して在宅生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関や事業所が連携し、必要な支援が提供できる体制整備に取り組みます。

○医療的ケア児支援協議会（通称「いーえむネット」）の開催

医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関や事業所、医療的ケア児の家族等で構成する協議会を設置し、年に1～2回会議を開催し、必要な支援を提供できるよう実態把握や情報共有、関係機関の連絡調整などを行います。

○医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児の支援について、関係機関等と調整し、個々の障がいや発達に応じた支援を提供するために、えにわっこ応援センターにコーディネーターを配置します。

取組の方向

「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」の枠組みとネットワーク機能を活用し、自立支援協議会の専門プロジェクトとして設置し、定期的に協議会を開催します。

北海道が開催する医療的ケア児支援コーディネーター養成研修を計画的に受講し、人材を確保します。

8 教育施設等巡回看護師派遣事業

事業の内容

市内保育園・認定こども園、学童クラブ、小・中学校の教育施設を看護師が巡回し、在籍する園児や児童に医療的ケアを行います。また、教育施設等での行事や活動を実施する場所への巡回看護師の派遣を行います。

取組の方向

医療的ケア児や家族のニーズや利用実態を把握し、教育施設や委託訪問看護事業所との情報共有等を行い、支援の充実を図ります。

9 医療的ケア児レスパイト事業 ※新規

事業の内容

医療的ケア児の看護や介助を行う家族の休息や外出を支援するため、医療的ケア児に対して、医療保険制度による訪問看護の時間数を超える訪問看護や、医療保険制度が適用にならないレジャー先などへの訪問看護を利用した費用の一部を助成します。

取組の方向

医療的ケア児や家族へ事業周知や訪問看護事業所との連携を図り、支援の充実を図ります。

10 重度心身障害者医療費助成事業 ※拡充

事業の内容

重度心身障がい者の医療費の自己負担分の一部を助成します。

取組の方向

重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図ります。

※子ども医療費助成事業の拡大に伴い、身体障害者手帳3級外部障がいの中学生・高校生について、令和7(2025)年4月より助成拡大

施策目標(3)ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の自立や、生活の安定、こどもの健全な成長のため、こどもと家庭の状況に応じた、きめ細やかな支援を充実させ、支援を必要とする家庭への適切な情報提供や子育ての不安軽減を図るため、関係機関と連携した支援に取り組めます。

1 母子・父子自立支援員による相談支援

事業の内容

ひとり親家庭の生活の安定や自立に必要な情報提供や子育て、就労、生活、養育費等に関する相談、支援サービスや貸付制度、弁護士等の法律相談につなげるなど、関係機関と連携し支援を行います。また、離婚に悩む当事者や家族の相談にも対応します。

修学資金や生活資金などの「母子・父子福祉資金貸付」の情報提供や相談等を行います。

母子・父子自立支援員の研修の機会を確保し、人材の確保及び資質の向上に努めます。

取組の方向

えにわっこ応援センターに、母子・父子自立支援員を設置し、北海道ひとり親家庭等就業・自立支援センターをはじめ、福祉、保健、教育、雇用など関係機関との連携・協力を図り、個々の家庭の状況に応じた支援に取り組めます。

2 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業

事業の内容

ひとり親家庭の親が体調不良や仕事などで一時的に日常生活に支障が生じた場合に、ひとり親家庭の居宅に家庭生活支援員を派遣し、住居の掃除、買い物、調理などの家事や乳幼児の保育などの支援を行います。

取組の方向

利用者ニーズや利用実態を把握し、事業内容の充実を図ります。

3 ひとり親家庭自立支援給付金事業

事業の内容

ひとり親家庭の経済的な安定と自立を促進するため、必要な資格や技術を習得するための就労支援事業を実施します。

○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

介護やデジタル分野など知識技能習得のための講座の受講費用の一部を助成します。

○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

看護師や保育士、調理師等の資格、デジタル分野等の民間資格などの取得を目指して養成機関に修学する場合、その期間の生活費を支援する「訓練促進給付金」を支給します。

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講習等の受講費用の一部を助成します。

取組の方向

ひとり親家庭の自立促進のため、事業の周知や情報提供を行い、北海道ひとり親家庭等就業・自立支援センターとも連携して取り組みます。

4 児童扶養手当の支給

事業の内容

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、18歳に到達した年度末の間にある児童を養育しているひとり親家庭等に、所得に応じた児童扶養手当を支給します。

取組の方向

児童扶養手当法に基づき、適切に支給します。

5 遺児手当の支給

事業の内容

病気や事故などにより、生計の中心者を無くした義務教育終了前の児童を養育している人(所得税非課税)に遺児手当を支給します。

取組の方向

恵庭市遺児手当支給条例に基づき、適切に支給します。

6 ひとり親家庭等医療費助成事業

事業の内容

ひとり親家庭のこどもが18歳に到達した年度末まで(学生である等の理由で引き続き親の扶養である場合には、新たに申請するこどもが20歳到達月の末日まで)、親とこどもの医療費の一部を助成します。

取組の方向

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増進を図ります。

5 基本目標5

こども・若者の学びと自立への支援

新規◎ 拡充○

施策目標	具体的施策		新規 拡充	掲載 頁	所管課
1) 次世代を担うこども・若者が健全に育つ環境づくり	1	読書環境の充実		91	読書推進課
	2	ブックスタート・ブックスタートプラス事業		91	読書推進課
	3	学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用)		91	教育総務課
	4	外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)		92	教育総務課
	5	競技スポーツ・生涯スポーツの振興及びスポーツ環境整備の推進		92	健康スポーツ課
	6	ゲートキーパー養成事業		92	保健課
	7	市民のつどいの開催(市民啓発事業)		93	社会教育課
	8	少年の主張中学校大会		93	社会教育課
	9	青少年団体・育成団体の支援		93	社会教育課
	10	青少年育成事業への補助事業		93	社会教育課
	11	青少年表彰		94	社会教育課
	12	事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進		94	商工労働課
	13	小・中学校の計画的な維持保全		94	教育施設課
2) こども・若者の社会的自立に向けた支援	1	こどもの生きる力の育成		95	教育総務課
	2	体験型事業の推進		95	社会教育課
	3	ジュニアリーダー養成事業		95	社会教育課
	4	薬物乱用防止教育の実施		96	教育支援課
	5	健康づくり等に関する学習機会の提供		96	保健課
	6	ジョブガイド恵庭における労働相談		96	商工労働課
	7	合同企業説明会の開催		96	商工労働課
	8	女性デジタル人材育成事業	◎	97	商工労働課
	9	中学生への学習支援事業		97	えにわっこ応援センター
	10	生活困窮者自立支援事業		97	福祉課
	11	こども・若者支援ネットワークの整備		98	えにわっこ応援センター

施策目標(1)次世代を担うこども・若者が健全に育つ環境づくり

全てのこどもが、心身ともに健やかに成長できる環境を整え、こども自身が成長し、自分らしくいられるよう、学校をはじめ、家庭、地域の教育環境の整備を進め、支援の充実に努めます。

1 読書環境の充実

事業の内容

本との出会いの場の提供や読書に親しむ機会の拡充など、子どもの成長や発達段階に応じた読書環境の充実を図ります。

- 読み聞かせ活動の推進及び支援
- 保育園・認定こども園、学校等への図書の団体貸出
- 学校図書館活動の充実
- 家族で本を読み語り合う「家読(うちどく)」の推進

取組の方向

第2期恵庭市読書活動推進計画に基づき、市民、家庭、地域、学校及び市が一体となった環境づくりを推進します。

2 ブックスタート・ブックスタートプラス事業

事業の内容

- ブックスタート事業
9～10 か月児健診の時に、乳児とその保護者に絵本 2 冊と子育て情報を提供します。その場で赤ちゃんの興味や関心を考えて作られた絵本を読み聞かせ、保護者に赤ちゃんとの絵本の時間が楽しめることを伝えます。
- ブックスタートプラス事業
1 歳 6 か月児健診の時に、乳幼児とその保護者に絵本と絵本ガイドを配付します。6種類の絵本の中から親子が選択した 1 冊を配付します。

取組の方向

絵本の楽しさを通じ、乳幼児と保護者が温かな時間を分かち合っていくことを応援します。

3 学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用)

事業の内容

教職課程を履修する大学生が、小・中学校の算数・数学や国語、総合的な学習の時間などに、担任と学生(補助)のチームティーチングを行い、個々の能力や発達段階に応じたきめ細やかな指導による基礎学力向上を目指します。

また、大学生としては、教えるという経験を通して学校現場を体験し、こどもとの関係について学ぶこと

により、将来教員として進路を決定する動機付けとなり、教員としての資質や能力の向上につながります。

取組の方向

関係者会議等の中で当事業についての成果や課題について協議を行います。

4 外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用)

事業の内容

児童・生徒の英会話能力の育成推進のため、市内小・中学校への外国語指導助手(ALT)の配置や、市内小学校への外国語講師(地域人材)の配置を行い、国際理解教育や英語教育を推進します。

取組の方向

- 小・中学校における外国語指導助手(ALT)や、外国語講師(地域人材)の配置を推進します。
- 新学習指導要領の完全実施に伴う小学校 5～6年生の外国語(英語)教科化・時数増や、3～4年生の外国語活動時数増などを受け、小学校の外国語・外国語活動・総合的な学習や、中学校英語教育の育成推進などで、国際理解教育の一層の推進を図ります。

5 競技スポーツ・生涯スポーツの振興及びスポーツ環境整備の推進

事業の内容

次世代を担うこどもや若者が、主に心身や体力面で健全に育つ環境づくりとしてスポーツの振興を推進するため、指定管理者や地域スポーツクラブ(少年野球教室や部活動連携スポーツ教室等の開催を実施)、学校等関係機関と連携を図ります。

施設環境の整備推進のため、指定管理者等と連携を密接にし、計画的な施設改修に努めます。

スポーツは生涯にわたって親しむことができ、生活に密接に関わっていることから、ライフステージに応じた各種スポーツ機会の提供、さらには高齢者の方や障がいのある方等でも取り組むことができるよう、モルックやポッチャ等ニュースポーツやパラスポーツの振興を、出前講座等を通して普及啓発に努めます。

その他、競技スポーツとしては、全国大会等出場個人・団体に対する補助金等の支援を継続し、また、顕著な成績を収めた際にはスポーツ功労者表彰を授与する等、振興の取組を継続します。

取組の方向

恵庭市運動・スポーツ推進計画に基づき、上記の取組を推進します。

6 ゲートキーパー養成事業

事業の内容

こども・若者世代は抱える悩みが多様で、大人への移行期には特有の大きな変化があるため、個々の置かれている状況に合った対応が大切です。周囲の家族や関係者がこども・若者の心の不調に気づき、見守り、つなげることができるよう、ゲートキーパー養成事業を行います。

取組の方向

第2次のち支える恵庭市自殺対策計画に基づき、家庭、学校、地域が連携しながら、こども・若者を支える取り組みを推進します。

7 市民のつどいの開催(市民啓発事業)

事業の内容

青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、青少年と市民と青少年育成関係者が集まり、青少年の意見や考えに耳を傾け、青少年に対する理解を深めることにより、地域において青少年活動の一層の推進を呼びかける機会を提供します。

取組の方向

恵庭市青少年育成市民の会と連携し、参加者の増加を図ります。

8 少年の主張中学校大会

事業の内容

青少年が、日常生活の中での考えを広く発表する機会を設けることで、自我形成を助長するとともに、市民が青少年の健全育成により理解を深めることを目的に実施します。

取組の方向

青少年が日頃考えていることを発表する機会を確保します。

9 青少年団体・育成団体の支援

事業の内容

青少年の健全育成に関わる団体の活動に対し、指導・助言並びに必要な支援活動を行います。

- 恵庭市青少年育成市民の会
- 恵庭市子ども会育成連合会

取組の方向

青少年の健全育成に関わる団体の活動に対し、助言及び運営補助金を交付することにより、円滑な事業展開を支援し、青少年の健全育成を推進します。

10 青少年育成事業への補助事業

事業の内容

青少年健全育成に関する事業を行う団体に対し、その事業の円滑な実施のために補助金を交付します。

取組の方向

青少年の育成事業を行う団体等に対し、積極的に補助金に関する周知を図り、適正に補助金を交付します。

11 青少年表彰

事業の内容

行動・諸活動が、特に他の模範となる青少年の個人・団体を顕彰し、青少年活動の促進を図ります。

- 青少年善行表彰
- 青少年団体活動者表彰(個人・団体)
- 優良勤労青少年表彰

取組の方向

青少年の模範となる人を表彰し、功績を讃えるとともに、その活動を周知することにより健全育成の環境づくりの醸成を図ります。

12 事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進

事業の内容

育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び男女雇用機会均等法などにより、有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和など、事業主がこれらの法に基づく責務を遵守し、働く母親や父親の育児休業取得が促進されるよう、様々な方法により法や制度の周知や啓発活動を幅広く行っていきます。

取組の方向

市内企業向けに労働状況調査を実施し、育児休業取得者数の人数の把握に努めます。

13 小・中学校の計画的な維持保全

事業の内容

小・中学校の老朽化が進んでいるため、計画的な改修や修繕、グラウンド整備などの周辺環境の整備、維持保全に努めます。

取組の方向

計画的に小・中学校の長寿命化改修、防音機能復旧、グラウンド整備事業を推進します。

施策目標(2)こども・若者の社会的自立に向けた支援

こどもに多様な体験や学習の機会を提供し、こどもの健全育成を図ります。さらに、こどもが多様な価値観に基づき、主体的な選択に基づいた自己実現ができる環境づくりを推進していきます。

1 こどもの生きる力の育成

事業の内容

恵庭市学校教育基本方針の学校教育ビジョンに基づき、教育推進プログラムによる主な事業を実施し、基礎学力の定着を図るとともに、豊かな人間性や健やかな体を育むために、地域と協働しながら社会に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

児童・生徒が「主体的・対話的で深い学び」を展開しながら、資質・能力を身に付けるとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の未然防止を図るため、児童・生徒が自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかかわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を育成します。

取組の方向

地域とともにある特色ある学校づくりを進めます。

こどもが自然や社会に関わるなど、ふるさとに学ぶ体験学習を推進します。

児童・生徒のコミュニケーションスキル等を測定することも理解支援ツールについて、教職員を対象に効果的な活用方法の理解を促すとともに、測定されたデータ分析に基づいた取組を推進します。

2 体験型事業の推進

事業の内容

「豊かな人間性を育む」「集団生活を通して協調性や思いやりの心を育む」「公共施設におけるマナーを身につける」ことを目的に、市内のこどもたちに対し、自然体験活動や文化活動、宿泊体験、ものづくり、科学実験などを中心とした体験事業を実施します。

取組の方向

地域の特性や社会のニーズをとらえた体験型事業の実施のほか、地域住民や市民団体等が主体となって行う体験型事業についても、相談対応及び企画支援等により推進を図ります。

3 ジュニアリーダー養成事業

事業の内容

地域のこどもたちのまとめ役であるジュニアリーダーに必要な知識や技能、社会性を身に付けるため、異年齢との交流や集団行動を伴ったセミナーを行います。

取組の方向

恵庭市子ども会育成連合会と連携し、セミナー参加者の増加を図ります。

4 薬物乱用防止教育の実施

事業の内容

関係機関と連携した小・中学校での薬物乱用防止教室を実施します。
家庭への資料配布を行い、啓発活動を行います。

取組の方向

薬物被害に関する正しい知識を身に付け適切な判断や行動ができる力を養うための教育を進め、児童・生徒の健全育成を図ります。

5 健康づくり等に関する学習機会の提供

事業の内容

思春期から自分の身体に関心をもち、食事・運動等の生活習慣について知ることは、がん・生活習慣病の予防に重要です。また、こころの健康づくりに関しては不登校等、学校の現状を考えてゲートキーパーの知識や相談窓口を知っておくことは必要です。そのため、毎年市内の高等学校で出前講座にて、がん・生活習慣予防やこころの健康づくりについての講話を行います。

取組の方向

今後がん・生活習慣病予防、こころの健康づくりに関する内容の出前講座を企画し、市内の全ての高等学校に周知を行います。

6 ジョブガイド恵庭における労働相談

事業の内容

「ジョブガイド恵庭」は、恵庭市とハローワーク千歳が共同で運営する職業相談・紹介サービス施設です。施設内に設置している求人検索用パソコンで全道・全国の求人を検索でき、ハローワークと同様に職業相談・紹介状の発行を行い、既に働いている人に対しては、職場での困りごとなど労働相談などにも応じます。

取組の方向

職業相談等により就労促進等を推進します。

7 合同企業説明会の開催

事業の内容

人手不足により求人を行う市内企業と、若者や子育て中の父親、母親などを含む求職者との就職に係るマッチングを行う企業説明会を開催します。参加企業が各ブースに分かれ、求職者が興味のある会社のブースを訪れ、企業から会社の特色や募集職種の仕事内容、待遇等を説明する就職に向けた説明会となります。

取組の方向

市内企業への就職を希望する若者や子育て中の人の就労が実現し、経済基盤の安定に結びけるよう努めます。

8 女性デジタル人材育成事業 ※新規

事業の内容

女性の就労支援、経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップなどの厳しい状況にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキルの習得支援により育成した人材の就労や、活用する場の確保に努めます。

取組の方向

女性のデジタル人材育成のための講座を開催するとともに、就職実績等について調査し、効率的な事業実施に努めます。

9 中学生への学習支援事業

事業の内容

様々な困難や課題を抱える中学生を対象に、子どもの生活・学習支援事業の実施事業所等が学習習慣の定着や基礎学力の向上等の支援を行います。

取組の方向

利用者ニーズや実態を把握し、学習支援の内容の充実を図り、こどもの学力向上や進学等に係る費用負担の軽減などの検討を行います。

10 生活困窮者自立支援事業

事業の内容

生活保護を受給していない方で、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人へ包括的な支援を行います。経済的な問題で困っている人、長く失業している人、引きこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人、生活に問題を抱えている人などを対象とし、次の事業を行います。

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金の支給
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業

取組の方向

相談体制充実のため、恵庭市社会福祉協議会に自立支援相談機関の窓口を設置し、事業を実施します。今後においても、生活に困窮されている方々が抱える課題や問題点等に対して、各相談支援機関と

緊密に連携し、個々人のニーズにあった支援プランの作成等自立に向けた支援に取り組めます。

11 こども・若者支援ネットワークの整備

事業の内容

様々な困難や課題を有するこども・若者への支援を多様な機関との連携により、効果的かつ円滑に実施するための体制の整備をします。

- こども・若者支援ネットワーク協議会
- 要保護児童ネットワーク協議会

取組の方向

こども・若者の支援に関わる地域のネットワークを構築し、情報交換及び連絡調整、研修等を行うことにより、こども・若者のへ包括的な支援体制の整備を推進します。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

1 将来人口の見通し

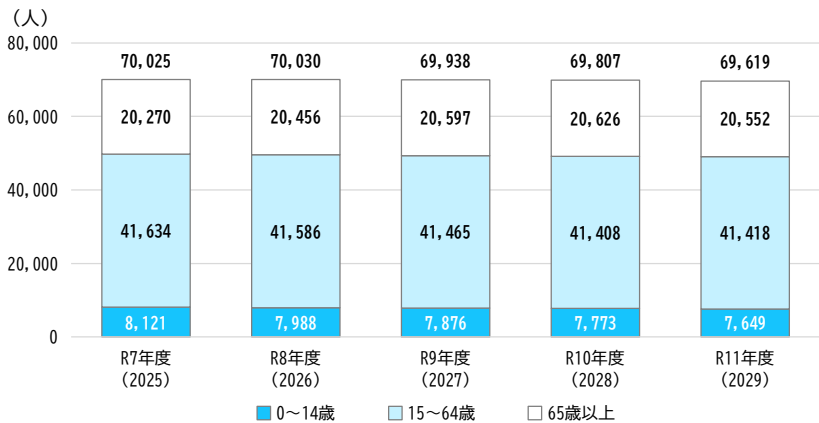
恵庭市における子ども・子育て支援に関する将来のニーズ量等を推計するため年齢別の将来人口推計を行いました。

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳による各年度4月1日現在の性別・年齢別の人口データを現況データとして採用し、推計手法としてはコーホート変化率法を用いてえにわっこ☆すこやかプランのために独自に推計しました。

住民基本台帳による恵庭市総人口は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで増加が続いており、その後若干の増減はありつつ、令和6(2024)年度の70,023人から計画最終年度である令和11(2029)年度の総人口は69,619人にまで減少するものと見込んでいます。

0～14歳の年少人口についても減少傾向で推移し、令和6(2024)年度の8,276人(11.8%)から令和11(2029)年度の7,649人(10.8%)にまで減少するものと想定されます。

<年代別人口の実績と見通し>



単位：人

	実績					推計				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0～14歳	8,875	8,769	8,637	8,459	8,276	8,121	7,988	7,876	7,773	7,649
15～64歳	41,671	41,578	41,497	41,582	41,636	41,634	41,586	41,465	41,408	41,418
65歳以上	19,354	19,647	19,899	20,028	20,111	20,270	20,456	20,597	20,626	20,552
総人口	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,025	70,030	69,938	69,807	69,619

(【実績】住民基本台帳：各年度4月1日、【推計】恵庭市子ども未来部)

就学前のこども人口(0～5歳)については、令和6(2024)年度の2,741人から令和11(2029)年度には2,636人へと減少が見込まれます。

小学生人口(6～11歳)についても、同期間に3,596人から3,180人へと、400人以上の減少が見込まれます。

<0～17歳の年齢別人口実績推計>

単位：人

	実績					推計				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳	420	433	440	422	352	413	413	413	411	415
1歳	454	442	457	452	446	369	433	433	433	431
2歳	526	473	455	472	472	461	382	449	449	449
3歳	519	544	474	479	493	488	477	395	464	464
4歳	587	534	546	483	490	500	495	484	401	471
5歳	585	590	545	551	488	496	506	501	490	406
6歳	627	584	606	549	570	499	507	517	512	501
7歳	587	630	601	614	556	580	508	516	526	521
8歳	620	595	631	607	618	559	583	511	519	529
9歳	634	617	600	629	616	622	563	587	515	523
10歳	656	641	618	604	629	617	623	564	588	516
11歳	655	660	640	621	607	631	619	625	566	590
12歳	696	653	667	649	624	614	638	626	632	572
13歳	677	697	658	668	646	625	615	639	627	633
14歳	632	676	699	659	669	647	626	616	640	628
15歳	666	629	683	699	655	670	648	627	617	641
16歳	707	671	632	685	704	658	673	651	630	620
17歳	689	701	673	637	679	705	659	674	652	631
0～5歳	3,091	3,016	2,917	2,859	2,741	2,727	2,706	2,675	2,648	2,636
6～11歳	3,779	3,727	3,696	3,624	3,596	3,508	3,403	3,320	3,226	3,180
12～17歳	4,067	4,027	4,012	3,997	3,977	3,919	3,859	3,833	3,798	3,725
0～17歳計	10,937	10,770	10,625	10,480	10,314	10,154	9,968	9,828	9,672	9,541

(【実績】住民基本台帳：各年度4月1日、【推計】恵庭市子ども未来部)

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(以下省略)

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、以下のとおり「教育・保育の提供区域」の設定の考え方について示しています。

【国の基本指針】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校校区単位、中学校校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需要調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、子どもの区分または事業ごとに設定することができる。

また、「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

【区域設定のポイント】

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

恵庭市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、下記に示すとおり、5つの視点から教育・保育提供区域の設定について検討した結果、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とすることとします。

【教育・保育提供区域】

		教育・保育提供区域の設定	
		1区域	複数区域
概 要		市域全域を1区域とする	市域を複数の区域に分割する
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市内全域とする1区域はわかりやすい	◎小学校区など、馴染みのある区域設定であればわかりやすい (但し、区域設定を認識していなくても利用者にとっては何ら不都合は生じない)
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない	○比較的狭い区域内に、当該区域内の需要に見合った施設・事業が整備されるため、利便性が高まる
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎区域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい	▼区域を超えた施設・事業の利用がある程度発生することが想定されるなど、利用実態と乖離した計画になる恐れがある
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要(一時的なニーズの増大など)に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能	▼▼区域内での一過性の需要に対して、隣接区域で供給余剰があった場合でも、当該区域内において供給体制を整備する必要があるなどの不合理が生じやすい
視点5	新規事業者が参入しやすい区域設定であるか	◎参入事業の運営・経営の観点から、市内全域(の需要)をマーケットとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい	▼事業者にとっては比較的狭い区域がマーケットとなるため、安定した需要確保などの面から、参入のインセンティブが低くなる恐れがある

◎メリットが大きい ○メリットがある ▼デメリットがある ▼▼デメリットが大きい

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

(認定区分)

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の幼児期の教育を希望する就学前こども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前こども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前こども

(1) 3号認定こどもの保育提供率の目標値

さらなる利用定員の拡大が求められる3号認定こども(3歳未満)の計画期間中の保育提供率(3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数の割合)の目標は次のとおりです。

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
目標値	49.0%	51.5%	50.6%	52.5%	54.4%

※過去5年間の実績値

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実績値	37.2%	38.7%	41.1%	45.4%	48.0%

(2)年度ごとの量の見込みと確保方策

【令和7(2025)年度】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	664	1,007		139	224	247	2,281
		428	579				
確保方策の内容②	1,089	592		139	224	247	2,291
		13	579				
特定教育・保育施設	674	13	579	123	197	220	1,806
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	415*	0	0	0	0	0	415
差し引き(②-①)	415	△415*	0	0	0	0	10

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和8(2026)年度】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	640	1,002		144	232	257	2,275
		419	583				
確保方策の内容②	1,051	618		144	232	257	2,302
		35	583				
特定教育・保育施設	667	35	583	128	205	230	1,848
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	384*	0	0	0	0	0	384
差し引き(②-①)	411	△384*	0	0	0	0	27

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和9(2027)年度】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	629	935		149	240	267	2,220
		347	588				
確保方策の内容②	1,021	647		149	240	267	2,324
		59	588				
特定教育・保育施設	733	59	588	133	213	240	1,966
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	288*	0	0	0	0	0	288
差し引き(②-①)	392	△288*	0	0	0	0	104

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和10(2028)年度】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	620	919		154	248	277	2,218
		326	593				
確保方策の内容②	986	691		154	248	277	2,356
		98	593				
特定教育・保育施設	758	98	593	136	217	246	2,048
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	228*	0	0	0	0	0	228
差し引き(②-①)	366	△228*	0	0	0	0	138

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和 11(2029)年度】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	616	909		159	259	269	2,212
		311	598				
確保方策の内容②	946	736		159	259	287	2,387
		138	598				
特定教育・保育施設	773	138	598	141	228	256	2,134
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	173*	0	0	0	0	0	173
差し引き(②-①)	330	△173*	0	0	0	18	175

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼称	恵庭市における事業名
(1)利用者支援事業	こども家庭センター 地域子育て相談機関
(2)延長保育事業	延長保育事業
(3)放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業
(4)子育て短期支援事業	子育て支援短期利用事業
(5)地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業
(6)一時預かり事業	幼稚園型一時預かり事業・一時的保育事業
(7)病児保育事業	病児・病後児保育事業
(8)ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
(9)妊婦健康診査	妊婦健康診査
(10)乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業
(11)養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(12)子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業
(13)児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業
(14)親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業
(15)妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業
(16)乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度
(17)産後ケア事業	産後ケア事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は次のとおりです。

(1)利用者支援事業(こども家庭センター・地域子育て相談機関)

【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

こども家庭センターは、令和5年度に市役所内にえにわか応援センターを設置し、妊産婦から子育て家庭、こどもに対し、一体的な相談支援の体制を整備しました。

【確保方策の考え方】

こども家庭センターは、現行体制を維持します。地域子育て相談機関については、現在の地域子育て支援拠点(子育て支援センター)での相談体制を活用し、順次整備し、計画最終年度までに、中学校区ごとに整備します。

○こども家庭センター

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	1	2	4	4	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	0	1	3	3	5
特定型	0	0	0	0	0
確保方策	1	2	4	4	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	0	1	3	3	5
特定型	0	0	0	0	0

(単位:か所)

○地域子育て相談機関

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	0	1	3	3	5
確保方策	0	1	3	3	5

(単位:か所)

(2)延長保育事業

【事業概要】

保護者が仕事などの都合により、通常保育時間を超えて保育園等でこどもを預かって欲しいとき、時間を延長して保育を行います。現在、恵庭市では16園で標準認定11時間の保育時間を超え、保育時間を1時間延長して実施しています。(延長保育時間18時15分～19時15分)

短時間認定(8時間)の保護者が仕事などの都合により、保育時間を越えて保育園等でこどもを預かって欲しいとき、時間外保育を行います。(8時間を越えてから18時15分まで)

【確保方策の考え方】

保育のニーズによる利用定員の増加、働き方改革による利用者割合の減少を加味し、児童推計等を参考に、計画的な実施園の整備を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	460	471	481	492	497
確保方策②	460	471	481	492	497
②－①	0	0	0	0	0



(3)放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

【事業概要】

放課後、保護者が就労などの理由で不在となる小学校に就学している児童を対象に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

待機児童の発生が見込まれる学区、児童推計等を参考に、学童クラブの整備が必要な地区を検討のうえ、計画的な提供体制の確保に取り組みます。

また、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、学童クラブと子どもひろばの連携を推進していきます。

(単位:人・箇所)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み① (人)	818	822	827	835	847
1 年生	227	228	230	232	235
2 年生	200	201	202	204	207
3 年生	192	193	194	196	199
4 年生	137	138	139	140	142
5 年生	48	48	48	49	50
6 年生	14	14	14	14	14
確保方策② (人)	938	938	938	938	938
②－①	120	116	111	103	91
学童クラブ箇所数	21	21	21	21	22
連携型の目標事業量 (箇所数)	5	5	5	5	6
うち校内交流型の 目標事業量 (箇所数)	1	1	1	1	2

(4)子育て短期支援事業(子育て支援短期利用事業)**【事業概要】**

保護者が病気や出産、介護や育児疲れや育児不安などの理由によって、一時的にこどもの養育が出来ない時に、児童養護施設などで一定期間子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:件 対象:1歳～18歳)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	130	130	130	130	130
確保方策②	130	130	130	130	130
②－①	0	0	0	0	0

(5)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)**【事業概要】**

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。恵庭市では現在6地区の子育て支援センターが中心となって実施しております。

【確保方策の考え方】

各地区に子育て支援センターが整備されており、地域に合わせた事業内容を展開し、地域における子育て支援の充実を図ります。

(単位:件/月 対象:0～2歳児)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	830	839	847	856	866
確保方策(か所)	6	6	6	6	6

(6)一時預かり事業

<幼稚園型一時預かり事業>

【事業概要】

教育認定(1号認定)のこどもを対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
確保方策②	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
預かりか所数	10	11	11	11	11
②－①	0	0	0	0	0

<一時的保育事業>

【事業概要】

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育や預かりを行う事業です。

【確保方策の考え方】

非定型的な保育や保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、今後ニーズの拡大が見込まれることから、実施体制の充実を図ります。

(単位:件/年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993
確保方策②	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993
一時的保育事業	2,084	2,084	2,605	2,605	2,605
ファミリー・サポート・センター事業	385	382	379	376	373
トワイライトステイ事業	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【事業概要】

こどもが病気や病気回復期にあり通常の保育園等に預けることができない場合に病児・病後児を預かる事業で、ファミリー・サポート・センター事業と一体的に実施しています。

【確保方策の考え方】

利用者の利便性を図るために、ファミリー・サポート・センター事業と一体的に実施し、利用者の負担軽減となるよう継続して助成金の継続を行います。また、市内の教育・保育施設での実施に向けて検討します。

(単位:件/年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	76	75	75	75	74
確保方策②	40	39	75	75	74
病児病後児保育	0	0	36	36	36
ファミリー・サポート・センター事業	40	39	39	39	38
②-①	36	36	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業(就学児の預かり)

【事業概要】

地域において育児の手助けができる人と、育児の手助けが必要な人が会員となり、相互援助活動を通し、安心して子育てができる環境づくりの充実を図ります。

【確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的行います。また、育児の手助けができる協力会員の登録拡大を図ります。

(単位:件/年 対象:小学1年～6年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	616	607	599	591	583
確保方策②	616	607	599	591	583
②-①	0	0	0	0	0

(9)妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期的な健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です

【確保方策の考え方】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	5,670	5,670	5,670	5,642	5,698
妊婦数(人)	405	405	405	403	407
一人あたり健 診回数(回)	14	14	14	14	14
確保方策 (実施体制)	実施場所：北海道が一括契約した医療機関及び助産所 実施体制：個別受診 実施時期：母子保健法に定める健診の受診時期 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

(10)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育・発達、栄養、疾病予防、家族の健康管理など子育てに関する支援や情報提供を行う事業です。

【確保方策の考え方】

乳児の成長・発達、子育て支援を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	413	413	413	411	415
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師・助産師等の母子保健相談員による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）				

(11)養育支援訪問事業**【事業概要】**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

乳児の成長・発達、子育て支援を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	87	87	87	87	87
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師等による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）				

(12)子育て世帯訪問支援事業**【事業概要】**

要支援児童の保護者等に対し、その居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

支援が必要な家庭の負担軽減を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	52	52	52	52	52
確保方策②	52	52	52	52	52
②－①	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

養育環境等に課題を抱える子ども等のニーズや実態を把握し、令和11(2029)年度までの開設を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	-	-	-	-	20
②-①	-	-	-	-	0

(14) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

こどもとの関わりや子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭等のニーズや実態を把握し、令和11(2029)年度までの開始を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保方策②	-	-	-	-	10
②-①	-	-	-	-	0

(15)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

保健師等の職員を配置し、情報の提供や相談を実施していきますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
妊娠届出(人)	405	405	405	403	407
面談回数(回/人)	3	3	3	3	3
実施件数(回)	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
確保方策(回)	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
(実施体制)	実施体制： 恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）				

(16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で子育て支援を強化するために、月に一定時間の利用枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に対応できる制度です。

本事業は、0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設等に通っていないこどもを対象に、保育園等でこどもの発達状況に応じた遊びや生活の場を提供するとともに、保護者にとっては保育者等との関わりを通して子育てに対する喜びや自信につなげるなど、地域全体で子どもの育ちと子育てを支える事業です。

【確保方策の考え方】

対象家庭の利用ニーズや実態を把握し、既存の教育・保育施設等を活用しながら、事業を実施していきます。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	22	22	23	22	22
0 歳児	4	4	4	3	3
1 歳児	7	9	9	9	9
2 歳児	11	9	10	10	10
確保方策 (実施体制)	・教育・保育施設等の3歳未満児の保育環境の整備状況を勘案し、必要量を確保する。				

(17)産後ケア事業**【事業概要】**

産婦の産後の身体的回復や心理的安定のため、助産師等による産婦の心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

産婦の出産後からの心身の安定を図るため、本事業を実施していきますが、利用者ニーズや利用実態の把握、助産所等との情報交換を行いながら、利用者の利便性向上や支援内容の充実を図ります。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	244	244	256	265	293
確保方策②	244	244	256	265	293
②－①	0	0	0	0	0

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議

① 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村の条例の定めるところにより合議制の機関を置くよう努めるものとされており、恵庭市においては平成25年6月に条例の一部改正を行い恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にその位置づけを行いました。

② 会議の役割

子ども・子育て支援新制度に関わる各種事業等について意見を聴くとともに、事業計画を定め変更しようとするときにおいても意見を聴くこととなっています。また、こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議をすることとなります。

(2) 計画の実施状況の点検・評価

本計画は、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会において、毎年度、計画の実施状況等について点検・評価し、次年度以降の取組に反映していきます。

また、計画の実施状況を点検・評価した結果については、市のホームページ等において公表します。

(3) 地域や関係機関等との連携

こどもの健やかな育ちを支援していくため、関連部署との更なる連携体制を整備し、総合的かつ効果的に事業を推進します。

さらに、市民や関係機関と連携し、地域全体で子育てを支援する環境を整備していきます。

こどもや子育て世帯の多様なニーズに対応するため、「つながり」・「かかわり」・「ひろがり」を重視し、多くの関係機関との連携を図ることにより、きめ細やかな支援が可能になるものと考えます。

(4) こども・若者の意見反映

こども大綱では、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識のもとで、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

本計画の実施・評価に際して、こども・若者の意見を聴く様々な機会を設定し、反映させていく必要があると考えます。

資 料

● 委員名簿

恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会委員名簿					
任期：令和5年7月14日～令和7年5月26日					
	区 分	氏 名	団体名	役 職	備 考
1	社会福祉審議会 指名委員	美 馬 正 和	北海道文教大学 人間科学部こども発達学科	准教授	
2		大久保 奈生子	恵庭市教頭会	事務局次長	R6.4.1～
3		高 橋 通 子	恵庭市地域女性連絡会	幹事	
4	教育関係 (学識経験者)	佐々木 明 美		(非常勤講師)	
5	教育関係 (学校・保護者)	湯 川 真 綾	恵庭市PTA連合会	監事	R6.4.1～
6	保育関係 (認定こども園)	田 澤 博 美	認定こども園えにわスマイル保育園	園長	R6.4.1～
7	児童福祉関係 (児童委員連絡協議会)	桑 山 正 人	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	理事	
8	保育関係 (保育・保護者)	斉 藤 桂 太	北海道文教大学 附属幼稚園 保護者会		
9	保育関係 (障がい)	井 上 綾 子	恵庭子ども発達支援センター 保護者会スマイル	会長	
10	子育て支援関係 (学童)	秋 元 仁	学童クラブ委託法人 学校法人高陽学園	クラーク幼稚園長	
11	こども・若者	米 澤 彩 那	北海道文教大学 人間科学部こども発達学科 保育実践研究部	副代表	